



# 宮崎県労働委員会年報

令和元年（平成31年）版

令和2年3月

宮崎県労働委員会事務局

## は　　じ　　め　　に

この年報は、令和元年（平成31年）の1年間に宮崎県労働委員会が取り扱った事件及び労働委員会の活動状況等を整理収録したものです。

令和元年（平成31年）に本県労働委員会に新たに申請・申立てのあった事件は、個別あっせん事件9件、不当労働行為事件1件であり、その他に労働相談を496件受け付けています。

近年、労働相談件数が大幅に増加しており、その内容は複雑多岐にわたっております。そのため、労働委員会には、紛争当事者の置かれている状況に沿った丁寧かつ柔軟な対応が求められています。

また、令和元年（平成31年）には、「働き方改革関連法」の一部が施行され、時間外労働の上限規制の導入や、年次有給休暇を確実に取得させることが義務化されるとともに、いわゆる「パワハラ防止法」が成立し、パワーハラスメント対策が事業主の義務となるなど、今後、労働環境が大きく変化することが予想されます。このような中で、労使紛争の解決においては、法制度の変化に対応した幅広い知識に基づき、より一層、関係機関との緊密な連携を図り、適切かつ迅速に対応していく必要があります。

本県労働委員会としては、これらの要請に応えながら、公・労・使三者構成による公正・中立な労使紛争解決の専門機関としての特色を生かし、県内の労使関係の健全化、安定化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

この小冊子が、労使の各位、労働問題に関心をもっておられる方々の御参考になれば幸いです。

令和2年3月

宮崎県労働委員会事務局

事務局長　　阪本　典弘

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>労働委員会の概要</b>	
第1節	労働委員会	1
第2節	委員	2
第3節	あっせん員候補者	4
第4節	事務局	5
<b>第2章</b>	<b>会 議</b>	
第1節	総 会	7
第2節	公益委員会議	12
第3節	連絡協議会等	13
<b>第3章</b>	<b>労働争議の調整等</b>	
第1節	労働争議の調整	
第1	概 要	15
第2	概 況	16
第2節	公益事業に係る争議行為の予告	17
<b>第4章</b>	<b>不当労働行為の審査等</b>	
第1節	不当労働行為の審査	
第1	概 要	19
第2	概 況	20
第3	審査の目標期間及び実施状況	21
第4	不当労働行為事件の概要	22
第2節	労働組合の資格審査	
第1	概 要	24
第2	概 況	25
第3	労働組合資格審査一覧	25
第3節	認定・告示	26
<b>第5章</b>	<b>個別的労使紛争のあっせん</b>	
第1	概 要	27
第2	概 況	28
第3	個別あっせん事件一覧	29
第4	個別あっせん事件の概要	31
<b>第6章</b>	<b>労働相談</b>	
第1	概 要	43
第2	概 況	43
<b>第7章</b>	<b>広報活動</b>	49

(参考)

1	年 表	-----	55
2	調整事件		
	表 1	年別取扱件数	----- 57
	図 1	新規申請件数の推移	----- 59
3	不当労働行為事件		
	表 2	年別取扱件数	----- 60
	図 2	新規申請件数の推移	----- 62
4	個別あっせん事件		
	表 3	年別取扱件数	----- 63
	図 3	新規申立件数の推移	----- 63
5	労働相談		
	表 4	年別相談件数	----- 64
	図 4	相談件数の推移	----- 64
6	宮崎県労働委員会歴代委員名簿	-----	65

# 第 1 章 労働委員会の概要

## 第 1 節 労働委員会

労働委員会は、都道府県の必置機関であり（地方自治法第180条の5第2項及び労働組合法第19条の12第1項）、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員の三者同数（本県労働委員会の場合は、各側5名の計15名）で構成される合議制の執行機関です。

労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体のそれぞれ推薦に基づいて、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、都道府県知事が任命し、その任期は2年となっています。

労働委員会の職務権限は、(1)調整機能 と (2)判定的機能（準司法的機能）の二つに分けられます。

調整機能は、労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行う機能です。あっせんは指名されたあっせん員（本県労働委員会の場合、公・労・使各側委員2名ずつ）によって、調停は公・労・使の三者委員で構成される調停委員会によって、仲裁は公益委員だけで構成される仲裁委員会によって行われます。

判定的機能（準司法的機能）は、①労働組合の資格審査（労働組合法第5条及び第11条）、②不当労働行為の審査（同法第7条及び第27条）、③公益事業の争議行為予告義務違反に対する処罰請求（労働関係調整法第42条）、④地方公営企業等における使用者の利益を代表する者の範囲に関する認定・告示（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）などを行う機能です。判定的機能は、公益委員だけで構成される公益委員会議によって行われます。

加えて、本県労働委員会では、平成14年4月1日から、知事の委任を受けて、個別的労使紛争についての相談及びあっせんを行っています。

## 第 2 節 委 員

本県労働委員会の第43期の委員は、次のとおりです。

第 4 3 期委員名簿（任期 令和元年8月20日～令和3年8月19日）

（令和元年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職（ 関 歴 ）	在 任 期 間
公 益 委 員	◎山崎 真一郎	弁護士	平19. 8. 20～ 連 7 期
	○後藤 厚一	(元宮崎県総合博物館長)	平27. 8. 20～ 連 3 期
	金丸 憲史	特定社会保険労務士	平23. 8. 20～ 連 5 期
	山口 弥生	弁護士	平27. 8. 20～ 連 3 期
	八重尾 龍	弁護士	令 1. 8. 20～ 新 任
労 働 者 委 員	横山 節夫	(元日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長)	平11. 8. 20～ 連 1 1 期
	有村 文雄	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問	平25. 8. 20～ 連 4 期
	中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長	平25. 8. 20～ 連 4 期
	黒木 忠博	日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長	平25. 8. 20～ 連 4 期
	吉岡 英明	全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長	令 1. 8. 20～ 新 任
使 用 者 委 員	大森 一仁	株式会社宮崎信販 代表取締役社長	平24. 2. 6～ 連 5 期
	工藤 久昭	宮崎経済同友会 顧問	平25. 8. 20～ 連 4 期
	芝 三千代	社会福祉法人まりあ 副理事長	平29. 8. 20～ 連 2 期
	見戸 康人	株式会社テレビ宮崎 常勤監査役	平29. 11. 21～ 連 2 期
	河野 洋一	宮崎県経営者協会 専務理事	令 1. 8. 20～ 新 任

◎ 会長

○ 会長代理

退任委員

区分	氏 名	退 任 時 の 職	在 任 期 間
公	日野 直彦	弁護士	平13. 8.20～ 令 1. 8.19
労	福島 昭一	宮崎県平和・人権・環境労働組合会議 副議長	平29. 8.20～ 令 1. 6.24
使	江藤 洋行	吉原建設株式会社 顧問	平17. 8.20～ 令 1. 8.19



### 第3節 あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、本県労働委員会が委員及び県職員の中から委嘱しています。

労働争議が発生したときは、会長は、関係当事者の申請又は職権に基づいて、あっせん員候補者名簿に登載されている者の中からあっせん員を指名し、指名されたあっせん員があっせんを行います。

#### あっせん員候補者名簿（五十音順）

（令和元年12月31日現在）

氏 名	現 職（関 歴）
有村 文雄	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 顧問
大森 一仁	使用者委員 株式会社宮崎信販 代表取締役社長
岡田 保彦	労働委員会事務局 調整審査課課長補佐
金丸 憲史	公益委員 特定社会保険労務士
河野 洋一	使用者委員 宮崎県経営者協会 専務理事
川端 輝治	商工観光労働部 雇用労働政策課長
工藤 久昭	使用者委員 宮崎経済同友会 顧問
黒木 忠博	労働者委員 日本私鉄労働組合九州地方連合会 執行委員長
後藤 厚一	公益委員 (元宮崎県総合博物館長)
阪本 典弘	労働委員会事務局長
芝 三千代	使用者委員 社会福祉法人まりあ 副理事長

氏 名	現 職 (関 歴)
中川 育江	労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長
見戸 康人	使用者委員 株式会社テレビ宮崎 常勤監査役
八重尾 龍	公益委員 弁護士
山口 弥生	公益委員 弁護士
山崎 真一郎	公益委員 弁護士
横山 節夫	労働者委員 (元日本労働組合総連合会宮崎県連合会 会長)
吉岡 英明	労働者委員 全日本自治団体労働組合宮崎県本部 執行委員長
米澤 淳	労働委員会事務局 調整審査課長

## 第 4 節 事 務 局

労働委員会の事務を処理するため、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づいて事務局が設置されており、事務局長及び事務局職員は、会長の同意を得て知事が任命します。

本県労働委員会の事務局の体制は下図のとおりであり、職員数は現員10名です。

事務局長 — 調整審査課長 — 課長補佐 — 紛争解決支援担当(7名)[注]
--

[注] 7名中1名は、商工観光労働部雇用労働政策課との兼務。



## 第 2 章 会 議

## 第 1 節 総 会

総会は、委員会の意思決定を行う会議であり、労働委員会規則第5条第1項に規定されている諸事項を審議、決定するほか、公益委員会議における決定事項や事件の処理状況など委員会の業務運営全般についての報告が行われています。

本県労働委員会では、原則として毎月第1・第3月曜日に定例総会を開催しています。令和元年（平成31年中）の定例総会の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	主 要 議 題
1387	平31. 1. 7	1 平成30年(個)第12号あっせん事件について 2 平成30年(予)第1号争議行為予告について 3 平成31年度定例総会の開催日程(案)について ○ 委員研修(山口委員『人事考課における不当労働行為救済方法について』)
1388	平31. 1. 21	1 「個別的労使紛争の処理に関する要綱」及び「同実施要領」の改正について 2 第86回九州労働委員会連絡協議会の議題等について 3 平成30年(個)第11号あっせん事件について 4 平成31年度諸会議開催予定について ○ 委員研修(宮崎労働局職業安定部需給調整事業室長『派遣労働者の実態等について』)
1389	平31. 2. 4	1 第74回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について 2 平成30年(個)第10号あっせん事件について ○ 委員研修(株式会社テレビ宮崎報道部長『ローカルTV局におけるニュース報道について』)
1390	平31. 2. 18	1 平成31年度労働委員会委員研修計画(案)について 2 平成30年(個)第12号あっせん事件について 3 平成31年(予)第1号争議行為予告について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 1月の労働相談状況について ○ 委員研修(日野会長『判例研究～求人票にそった労働契約の成立を認めた事例・重要な労働条件の変更である場合は変更に対する同意の有無についての判断は慎重になされるべきであるとして不利益変更を否定した事例について』)
1391	平31. 3. 4	1 平成31年(個)第1号あっせん事件について 2 平成31年(個)第2号あっせん事件について 3 平成31年(予)第2号争議行為予告について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議について 6 2月の労働相談会の実施結果について ○ 委員研修(宮崎大学地域資源創成学部准教授『AI時代の労働組合法理を考える』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1392	平31. 3. 18	1 平成31年(個)第3号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 九ブロ労委労協第2回幹事会について 4 2月の労働相談状況について ○ 委員研修(事務局『平成30年労働相談・あっせん・不当労働行為事件の総括』)
1393	平31. 4. 2	1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 平成31年(個)第1号あっせん事件について 3 平成31年(個)第3号あっせん事件について 4 平成31年(予)第2号争議行為予告について ○ 委員研修(九州労働委員会会長会議の議題検討)
1394	平31. 4. 15	1 平成31年(個)第4号あっせん事件について 2 平成31年(予)第1号争議行為予告について 3 平成31年(予)第3号争議行為予告について 4 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 5 3月の労働相談状況について 6 平成30年度事業計画の実績報告について ○ 委員研修(金丸委員『県内中小企業の労働事情－平成30年度中小企業労働事情実態調査報告－』)
1395	令元. 5. 7	1 令和元年度事業計画(案)について ○ 委員研修(宮崎県商工観光労働部商工政策課経営金融支援室副主幹『中小企業の経営革新・事業承継について』)
1396	令元. 5. 20	1 平成31年(個)第4号あっせん事件について 2 令和元年(個)第5号あっせん事件について 3 4月の労働相談状況について ○ 委員研修(山口委員『労働紛争の調整事例：兼職の発覚を理由とする懲戒解雇について』)
1397	令元. 6. 3	1 令和元年(個)第5号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 第86回九州労働委員会連絡協議会について 4 九ブロ労委労協総会・研修会について ○ 委員研修(福島委員『一人はみんなのために、みんなは一人のために』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1398	令元. 6. 17	1 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 労働組合の資格審査について 4 5月の労働相談状況について 5 「労働相談の日」の結果について ○ 委員研修(山崎委員『中央労働時報2019年5月号掲載事件について』)
1399	令元. 7. 1	1 今後の労働委員会の在り方検討小委員会において当面検討を行う項目の候補について 2 令和元年(個)第6号あっせん事件について 3 平成31年(予)第3号争議行為予告について ○ 委員研修(福岡出入国在留管理局宮崎出張所統括審査官『県内における在留外国人の現状について』)
1400	令元. 7. 16	1 6月の労働相談状況について ○ 委員研修(宮崎県中小企業団体中央会総合支援課長『中小企業の現状と支援事例の紹介について』)
1401	令元. 8. 5	1 令和元年(不)第1号不当労働行為救済申立事件について ○ 委員研修(江藤委員『労働委員会の思い出話と使用者委員の役割』)
1402	令元. 8. 21	◎第43期宮崎県労働委員会初総会 1 会長の選挙について 2 会長代理の選挙について 3 議席の指定について 4 会長職務代行の指名について 5 幹事委員の選出について 6 あっせん員候補者の委嘱について 7 労働委員会における個人情報の取扱いの見直しについて 8 令和元年(個)第6号あっせん事件について 9 令和元年(個)第7号あっせん事件について 10 7月の労働相談状況について
1403	令元. 9. 2	1 委員研修計画(10月から3月)について ○ 委員研修(宮崎産業経営大学講師『労基法114条の付加金制度－裁判例の動向を踏まえて－について』)

回	開催年月日	主 要 議 題
1404	令元. 9. 17	1 定例総会の開始時刻の変更（会議運営規則の改正）について 2 令和元年(個)第7号あっせん事件について 3 令和元年度公労使委員合同研修について 4 8月の労働相談状況について ○ 委員研修（宮崎労働局職業対策課高齢者対策・外国人対策担当官『高齢者雇用安定法（高齢者の就職支援）について』）
1405	令元. 10. 7	1 令和元年（不）第1号不当労働行為救済申立事件について 2 九ブロ労委労協第1回幹事会について 3 第47回九州地区労働委員会使用者委員研修会について 4 労使関係セミナーについて ○ 委員研修（令和元年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題に対する回答について）
1406	令元. 10. 21	1 9月の労働相談状況について 2 令和元年度（平成31年度）上半期ホームページアクセス件数について ○ 委員研修（金丸委員『自然災害時の労務管理上の実務における問題点について』）
1407	令元. 11. 5	1 令和元年（不）第1号不当労働行為救済申立事件について 2 令和元年(個)第8号あっせん事件について 3 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 4 令和元年度九州労働委員会公益委員連絡会議について ○ 委員研修（宮崎労働局雇用環境・均等室労働紛争調整官『企業におけるパワーハラスメント防止対策の現状について』）
1408	令元. 11. 18	1 令和元年(個)第8号あっせん事件について 2 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 3 10月の労働相談会の実施結果について 4 10月の労働相談状況について ○ 委員研修（事務局『賠償予定の禁止（労働基準法第16条）と金銭消費貸借について』）
1409	令元. 12. 2	1 中央労働委員会からの争議行為予告通知について 2 第74回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 第53回九州経営法曹大会について 4 令和2年度委員研修に関するアンケートについて ○ 委員研修（山口委員『不当労働行為（不利益取扱い）における労働組合の正当な行為及び因果関係について』）



回	開催年月日	主 要 議 題
1410	令和. 12. 16	1 令和元年(個)第9号あっせん事件について 2 令和元年度公労使委員個別紛争専門研修について 3 11月の労働相談状況について ○ 委員研修（元宮崎県労働委員会労働者委員『労働委員会委員時代を振り返って』）

## 第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、公益委員のみで行う会議であり、不当労働行為事件に関する事項や労働組合の資格審査など、労働委員会規則第9条第1項に規定されている事項を審議します。

本県労働委員会の場合、原則として定例総会日に開催するほか、会長が必要に応じて招集します。

令和元年（平成31年）中の公益委員会議の開催状況は、次のとおりです。

回	開催年月日	議 題
777	令元. 6. 3	1 労働組合の資格審査について
778	令元. 9. 2	1 令和元年度九州労働委員会公益委員連絡会議の議題の回答について

### 第3節 連絡協議会等

中央労働委員会及び各都道府県労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が、全国又は九州ブロックで開催される他、各側委員及び事務局職員を対象とした各種会議及び研修が開かれています。

令和元年（平成31年）中の連絡協議会等の開催状況は、次のとおりです。

会 議 名		開 催 日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会事務局長連絡会議	令元. 6. 6	松江市
	2	全国労働委員会会長連絡会議	令元. 6. 7	松江市
	3	第74回全国労働委員会連絡協議会総会	令元. 11. 14～15	東京都
	4	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	令元. 11. 28	東京都
	5	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	令元. 11. 29	東京都
九 州 ブ ロ ッ ク 会 議	1	九州労働委員会事務局調査研究会議 (審査部門)	平31. 1. 24～25	福岡市
	2	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会 代表者会議	平31. 2. 21～22	那覇市
	3	2018年度九ブロ労委労協第2回幹事会	平31. 3. 10～11	長崎市
	4	九州労働委員会会長会議	平31. 4. 18	佐賀市
	5	九州労働委員会事務局長会議	平31. 4. 18	佐賀市
	6	2019年度九ブロ労委労協総会・研修会	令元. 5. 15～16	長崎市
	7	第86回九州労働委員会連絡協議会	令元. 5. 16～17	長崎市
	8	九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門)	令元. 7. 4～5	宮崎市
	9	九州労働委員会事務局課長会議	令元. 9. 5	那覇市
	10	2019年度九ブロ労委労協第1回幹事会	令元. 9. 26～27	福岡市
	11	九州労働委員会公益委員連絡会議	令元. 10. 17	福岡市
研 修 会	1	個別労働紛争解決研修（応用研修）	平31. 1. 18～19	福岡市
	2	第70回労働委員会事務局職員中央研修	令元. 6. 10～11	東京都
	3	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	令元. 7. 1～3	東京都
	4	総合労働相談員研修（宮崎労働局主催）	令元. 8. 9	宮崎市
	5	個別労働紛争解決研修（基礎研修）	令元. 8. 29～8. 31	福岡市
	6	公労使委員合同研修	令元. 9. 5～6	東京都
	7	第47回九州地区労働委員会使用者委員研修会	令元. 9. 26～27	佐賀市
	8	九州労働委員会事務局職員研修会	令元. 10. 18	福岡市
	9	第53回九州経営法曹大会	令元. 11. 14～15	宮崎市
	10	公労使委員個別紛争専門研修	令元. 12. 2～3	東京都
	11	個別労働紛争解決研修（応用研修）	令元. 12. 13～14	福岡市



## 第 3 章 労働争議の調整等

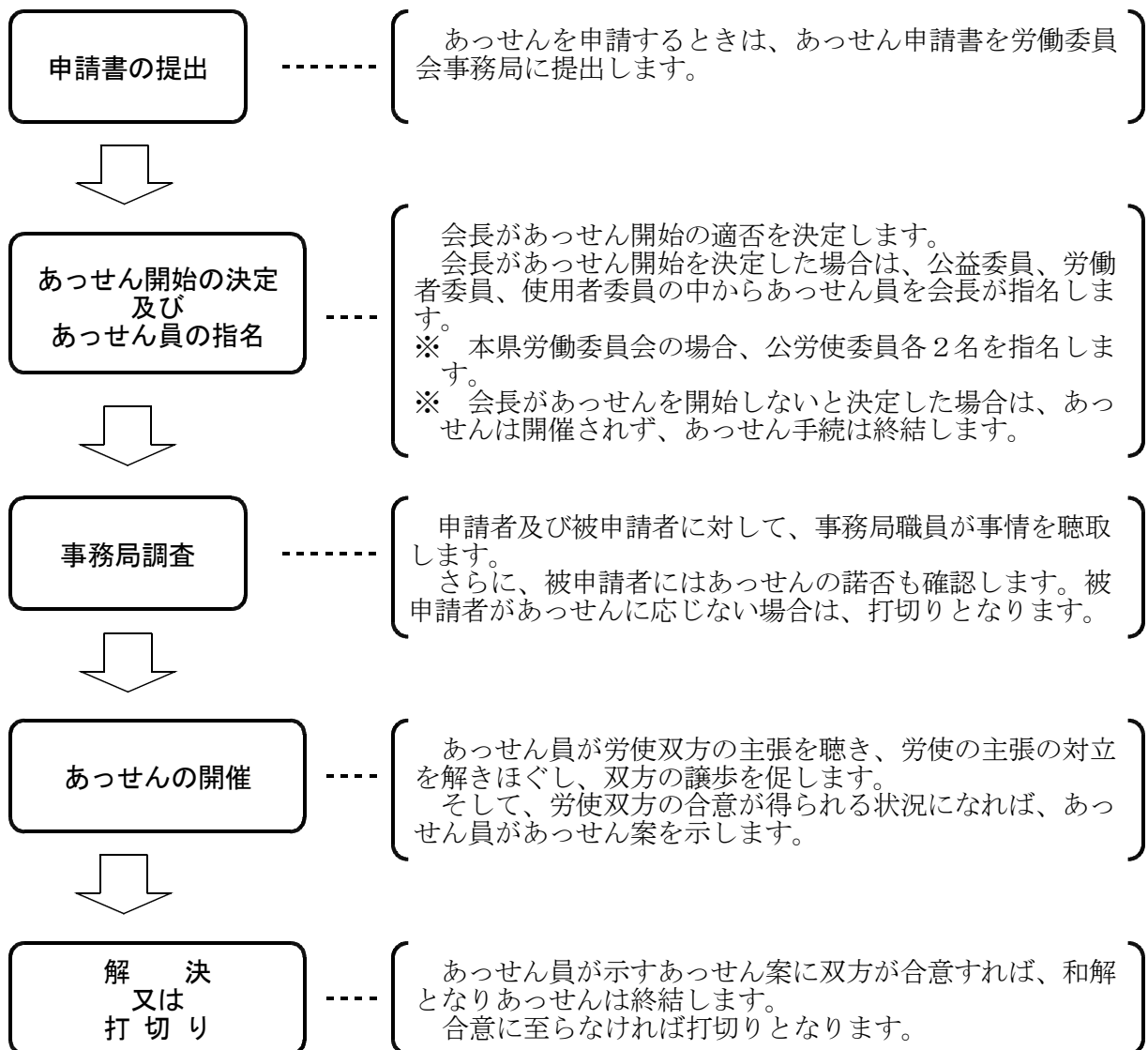
# 第 1 節 労働争議の調整

## 第 1 概要

労働組合と使用者との間で労働条件など労働関係に関する問題が生じ、団体交渉等による自主的な話し合いでは解決が困難となった場合に、労働委員会が両者の間に入り、労使双方の歩み寄り・譲歩を促進させることによって合意に導き、労働争議の自主的解決を促すものです。

労働争議の調整には、あっせん、調停、仲裁の 3 種類がありますが、もっとも簡便なあっせんが多く利用されており、労働組合、使用者どちらからでも申請できます。

### ○あっせんの流れ



### 【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん開始から終結までの目標処理期間を、50日と定めています。

第2 概 況

令和元年（平成31年）の取扱件数は、0件でした（表1）。

表1 調整事件取扱件数

調 整 区 分	係 属			終 結 状 況						次 年 繰 越
	前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り ・ 不 調	取 下 げ		不 開 始	
				調自 整主 活解 動決 中	調受 整 勸 告 案諾		調指 整名 員前	調指 整名 員後		
あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
調 停	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仲 裁	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 第2節 公益事業に係る争議行為の予告

公益事業に関して争議行為が発生すると、公衆の日常生活に大きな影響を与えることから、労働関係調整法第37条第1項の規定により、関係当事者は、争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事にその旨を通知しなければならないことになっています。

公益事業とは、運輸事業、郵便、信書便又は電気通信の事業、水道、電気又はガスの供給の事業、医療又は公衆衛生の事業等公衆の日常生活に不可欠な事業であり、労働関係調整法第8条にその範囲が定められています。

令和元年（平成31年）中、本県労働委員会においては次のとおり3件の予告を取り扱いました。

公益事業に係る争議行為予告一覧

事 件 番 号	組 合 員 数	届 出 者	届 出 年月日	争 議 項 目	調 査 開 始 年月日	争議 の 有無	結 果	終 結 年月日	所 要 日 数
平成31年 （予）第1号	72	組合	平成31. 2. 8	賃金 他1項目	平成31. 2. 8	無	解決	平成31. 4. 4	56
平成31年 （予）第2号	約190	組合	平成31. 3. 1	賃金 他4項目	平成31. 3. 1	無	解決	平成31. 3. 28	28
平成31年 （予）第3号	約190	組合	平成31. 4. 11	賃金 他4項目	平成31. 4. 11	無	解決	令和1. 6. 25	76

また、中央労働委員会から、本県関係分として、40件の争議行為予告があった旨の通知がありました。





## 第 4 章 不当労働行為の審査等

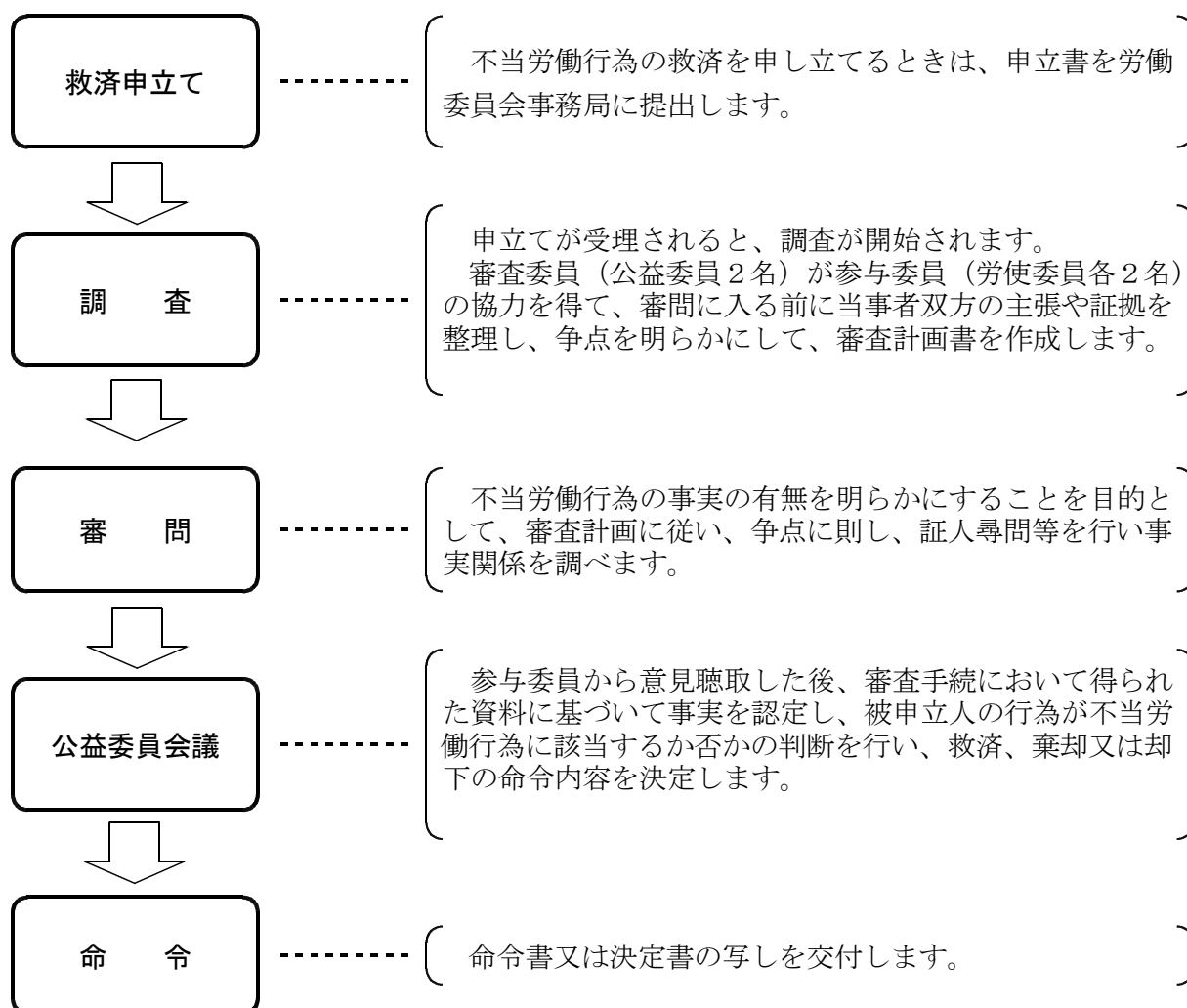
## 第 1 節 不当労働行為の審査

### 第 1 概要

使用者から労働組合法第 7 条に該当する不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。

救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、不当労働行為を是正するよう命令を出します。

#### ○ 不当労働行為の審査の流れ



#### 【注意事項・参考事項】

- 1 申立て後命令が出されるまでの間、いつでも申立てを取り下げることができます。
- 2 労使間で和解の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- 3 本県労働委員会の発した命令に不服がある当事者は、中央労働委員会に再審査の申立てを行ったり、地方裁判所に命令の取消しを求める行政訴訟（取消訴訟）を提起することができます。なお、一定の期間内に再審査の申立てがなされなかったこと等により命令は確定しますが、使用者がこの確定した命令に違反した場合は、過料に処せられることとなります（労働組合法第 27 条の 13、第 32 条）。
- 4 本県労働委員会では、不当労働行為救済申立てから命令までの審査の目標期間を、1 年と定めています。

## 第2 概況

令和元年（平成31年）の取扱件数は、前年繰越0件、新規申立が1件で、1件が次年繰越となりました。（表1）。

当該事件は、労組法7条各号別では1号関係で、業種別では教育関係でした（表2、3）。

表1 不当労働行為事件取扱件数

係 属			終 結								次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解				命 令 ・ 決 定					合 計
			取 下 げ	和 解			救 済	棄 却	却 下	計		
				無 関 与	関 与	計						
—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1

表2 労組法7条各号別申立件数

1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	2・3号	1・2・3号
1	—	—	—	—	—	—	—

表3 業種別取扱件数

建設業	製造業	運輸業、 郵便業	御売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	教育、 学習 支援業	その他
—	—	—	—	—	—	1	—

### 第3 審査の目標期間及び実施状況

#### 1 審査の目標期間

本県労働委員会では、労働組合法第27条の18に規定する審査の目標期間（救済申立てから命令までの期間）を、1年としています。ただし、個々の事案に応じて、更に早期終結に努めるものとしています。

#### 2 審査の実施状況

令和元年（平成31年）は、係属した1件について審査を実施しています（表1）。

表1 令和元年（平成31年）の係属事件に係る審査の実施状況一覧

事 件 番 号	令和元年(不)第1号	
該 当 条 項	労働組合法第7条第1号	
請 求 す る 救 済 内 容	不利益取扱撤回	
申 立 年 月 日	令和元年5月30日	
終 結 年 月 日	—	
処 理 日 数	—	
終 結 区 分	—	
審 査 等 実 施 回 数	調 査	3
	審 問	—
	和 解 協 議	1（調査と同日）
	合 議	—
審 査 委 員	山崎、後藤	
参 与 委 員	横山、有村、大森、工藤（江藤）	
業 種 別	教育、学習支援業	

(注) 参与委員の欄の（ ）は、申立受理後に退任した委員

## 第4 不当労働行為事件の概要

### 令和元年（不）第1号事件

申立て 令和元年5月30日

申立人 労働組合A

被申立人 学校法人B

#### 請求する救済内容

- 1 不利益取扱いの撤回1（組合執行委員長の自宅待機命令の取消し）
- 2 不利益取扱いの撤回2（組合事務局長の人事異動の取消し）
- 3 不適切なヒアリングに対する謝罪

#### 【取下げ】

救済内容2

#### 【変更】

救済内容1（変更内容 組合執行委員長の自宅待機命令に伴う職務上の不利益の原状回復）

#### 【追加】

不利益取扱いの撤回3（組合事務局長の休職中の給与の全額支払い）

終 結 次年繰越

## 1 事件の概要

Aが、Bの行った不適切と思われる支出について、Bの理事・評議員に対し、是正を求める書面を提出したところ、BがAの執行委員長に対して自宅待機を命じたこと、Aの事務局長に対して異動を命じたこと及び長時間にわたる不適切なヒアリングが行われたことが不利益取扱いに当たるとして救済の申立てがなされた。

申立後、令和元年9月20日付けで救済内容の一部取下げ、同年10月1日付けで救済内容の変更、追加が行われた。

### (1) 申立人の主張

- ① 不適切な支出について追及した組合の活動は正当なものであり、執行委員長への自宅待機命令は不利益取扱いに当たる。  
また、自宅待機命令は解除されたが、自宅待機命令に伴う職務上の不利益は原状回復されていない。
- ② 事務局長への長時間にわたる不適切なヒアリングにより、事務局長は適応障害を発症し休職を余儀なくされた結果、給与が一部しか支給されていない。  
これらには相当因果関係が認められ、不利益取扱いに当たる。

## (2) 被申立人の主張

① Aが、Bの人事や運営に介入を図ったことは、正当な組合活動の範囲を逸脱するとともに、組合執行部の権限の濫用であり、業務命令としての自宅待機命令は正当なものであり、不当労働行為には当たらない。

また、組合の主張する自宅待機命令に伴う職務上の不利益は法的観点から到底認められないものである。

② 事務局長に対して行ったヒアリングは、持病の出現に対して介抱を行っていた時間が含まれており、また、決してパワーハラスメントではなく、不当労働行為には当たらない。

また、適応障害による休職とヒアリングとの因果関係の判断は容易でないため、労災認定の専門機関である労働基準監督署に判断を委ねることや、業務起因性の判断は置いて、給与の全額支払いも提案したが、Aはいずれも拒否した。

## 2 審査委員

【審査委員】山崎（委員長）、後藤

【参与委員】（労側）横山、有村 （使側）大森、工藤（江藤）

## 3 審査経過

令和元年7月30日 第1回委員調査

令和元年9月17日 第2回委員調査

令和元年10月21日 第3回委員調査

## 4 審査結果

第2回委員調査後、申立ての一部取下げ、変更、追加が行われ、第3回委員調査にて争点を一部変更した。次回委員調査にて審査計画を策定する予定としている。

## 第2節 労働組合の資格審査

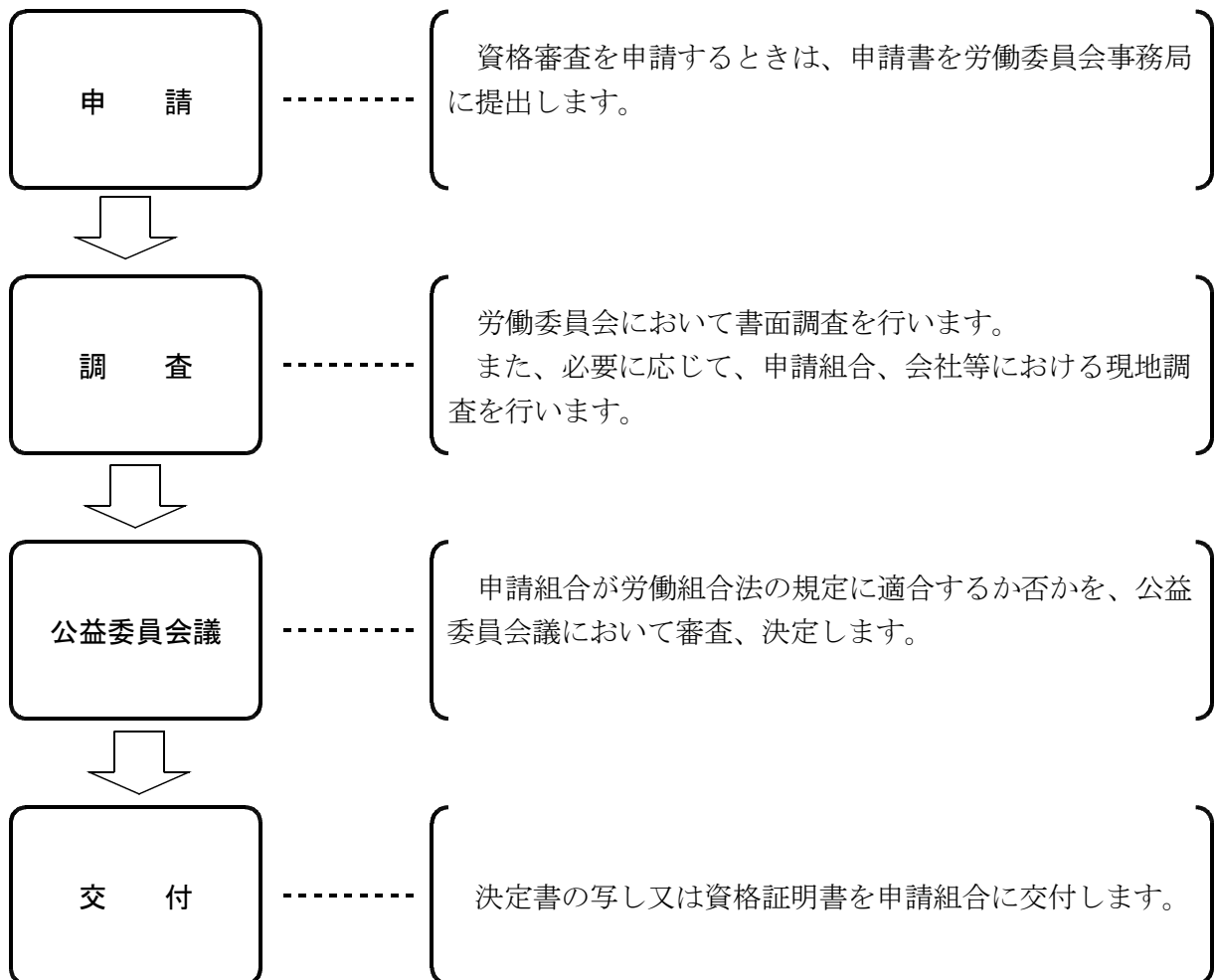
### 第1 概要

我が国では、労働組合は自由に結成することができ、行政庁への届出等を行う必要はありませんが、次の場合は、労働組合は労働組合法の定める一定の資格要件を備えている必要があります。

- ア) 不当労働行為の救済を申し立てる場合
- イ) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- ウ) 法人登記をするために、資格証明書の交付を受ける場合
- エ) 労働協約の拡張適用の申立てをする場合
- オ) 職業安定法に定められている無料の労働者供給事業を行う場合など

この資格要件の有無について労働委員会が審査することを、労働組合の資格審査といいます。

#### ○労働組合の資格審査の流れ



#### 【資格要件について】

労働組合が資格審査により適格と認められるための要件（資格要件）には、自主性の要件（労働組合法第2条）と民主性の要件（同法第5条第2項）があります。



## 第2 概況

令和元年（平成31年）の取扱件数は、新規申請3件で、2件は終結し、1件が次年繰越となりました。結果は、適合2件でした（表1）。

申請事由別では、不当労働行為救済申立てに伴うものが1件、第43期宮崎県労働委員会委員推薦に伴うものが2件でした（表2）。

表1 資格審査取扱件数

係 属			終 結				次 年 繰 越
繰 越	新 規	計	適 合	不適合	打切り	計	
—	3	3	2	—	—	2	1

表2 申請事由別件数

不当労働行為	委員推薦	法人登記	協約拡張適用	そ の 他
1	2	—	—	—

## 第3 労働組合資格審査一覧

番 号	申 請 者	申 請 日	申 請 事 由	決定・終結年月日 終 結 区 分
令和元年(資)第1号	労働組合A	1.5.24	委員推薦	1.6.3 適 合
令和元年(資)第2号	労働組合B	1.5.24	委員推薦	1.6.3 適 合
令和元年(資)第3号	労働組合C	1.5.30	不当労働行為 1年(不)1号	次年繰越

### 第 3 節 認 定 ・ 告 示

地方公営企業等の職員が結成し、又は加入する労働組合については、労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、当該企業等又は当該組合の申出等に基づき、労働委員会が認定して告示することとされています（地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項）。

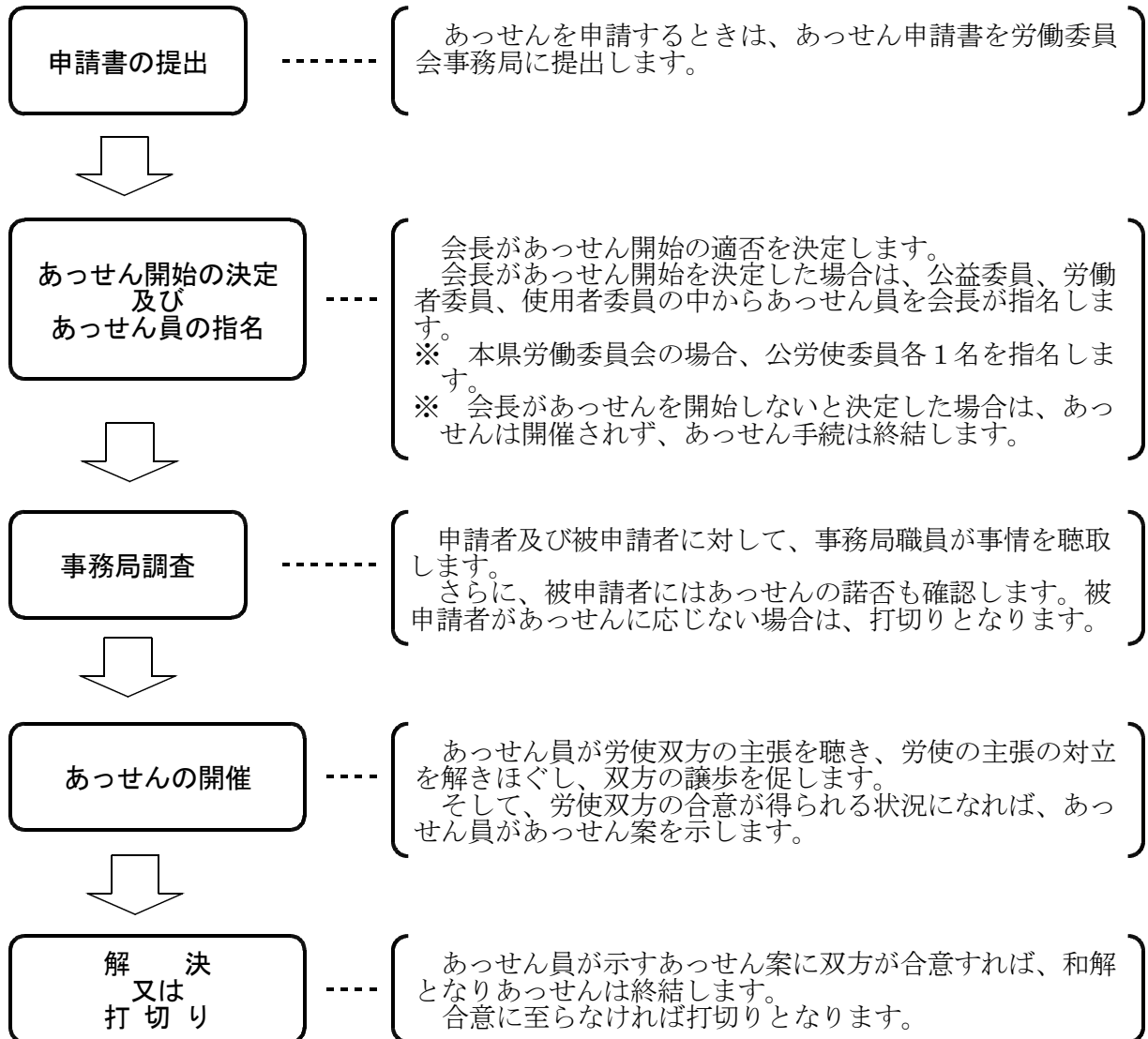
令和元年（平成 31 年）中、認定の申出はありませんでした。

## 第 5 章 個別的労使紛争のあっせん

## 第1 概要

労働者個人と使用者との間で生じた労働関係に関する問題（例えば、解雇、パワハラ・嫌がらせ、賃金未払など）について、あっせんを行っています。労働者、使用者のどちらからでも申請できます。

### ○あっせんの流れ



### 【注意事項・参考事項】

- 1 あっせん申請は、いつでも取り下げることができます。
- 2 本県労働委員会では、あっせん申請から終結までの目標処理期間を、30日と定めています。

## 第2 概況

令和元年（平成31年）の取扱件数は、平成30年からの繰越3件及び新規申請9件で、11件は終結し、1件が次年繰越となりました。結果は、解決5件、打切り4件、取下げ2件でした（表1）。

紛争内容別では、「解雇・雇止め」が6件、「退職」が4件、「労働条件」が3件、「賃金関係」及び「パワハラ・嫌がらせ」がそれぞれ2件、「懲戒処分」及び「その他」がそれぞれ1件で、業種別では、「医療、福祉」が5件、「製造業」が2件、「卸売業、小売業」、「農業、林業」、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「教育、学習支援業」がそれぞれ1件でした（表2、3）。

表1 あっせん事件取扱件数

係 属			終 結 状 況					次 年 繰 越	
前 年 繰 越	新 規	計	解 決		打 切 り	取 下 げ			不 開 始
			あ自 っ主 せ解 ん決 中	あ受 っせ ん案 諾		あ指 っせ ん 員前	あ指 っせ ん 員後		
3	9	12	—	5	4	—	2	—	1

表2 紛争内容別取扱件数

解雇 ・ 雇止め	退職	賃金関係	労働契約	懲戒処分	労働条件	パワハラ ・ 嫌がらせ	その他
6	4	2	—	1	3	2	1

（注） 1件の事件に複数の内容を含む場合があるため、あっせん事件取扱件数と紛争内容別取扱件数の合計は一致しない。

表3 業種別取扱件数

建設業	製造業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	医療、 福祉	サービス業	その他
—	2	—	1	—	5	—	4

（注） その他は、「農業、林業」、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「教育、学習支援業」がそれぞれ1件。

### 第3 個別あっせん事件一覧

事件番号	申請者	あっせん事項	申請年月日	開始年月日	あっせん回数	あっせん結果	終結年月日	所要日数	あっせん員(公)(労)(使)	業種別
30・10号	労働者	・いじめに対する不適当な対応による精神的苦痛等への慰謝料の支払い ・いじめに対する不適当な対応への謝罪	30・12・4	30・12・5	1	解決	31・1・30	58	日野・中川・見戸	金融業、保険業
30・11号	労働者	・退職強要を受け精神的、身体的に苦痛を受けたことへの損害賠償	30・12・10	30・12・12	1	解決	31・1・15	37	金丸・横山・大森	医療、福祉
30・12号	労働者	・不当解雇に対する謝罪及び慰謝料	30・12・21	30・12・26	1	解決	31・2・4	46	山崎・福島・江藤	医療、福祉
31・1号	労働者	・今後も勤務する意志があつたのにも関わらず退職を余儀なくされたことに対する解決金の支払い	31・2・20	31・2・25	1	解決	31・3・25	34	金丸・有村・芝	卸売業、小売業
31・2号	労働者	・懲戒処分の撤回	31・2・21	31・2・25	—	取下げ	31・2・28	8	山口・横山・工藤	医療、福祉
31・3号	労働者	・雇止めを受けたことによる経済的、精神的損害に対する解決金	31・3・12	31・3・18	—	打切り	31・4・1	21	山崎・中川・工藤	医療、福祉
31・4号	労働者	・雇止めの撤回	31・4・3	31・4・5	1	打切り	1・5・14	42	日野・横山・工藤	製造業

事件番号	申請者	あつせん事項	申請年月日	開始年月日	あつせん回数	あつせん結果	終結年月日	所要日数	あつせん員(公)(労)(使)	業種別
1・5号	労働者	・離職理由を自己都合から職場での嫌がらせ等によるものに変更すること	1・5・8	1・5・14	—	打切り	1・5・30	23	金丸・中川・見戸	医療、福祉
1・6号	労働者	・等級降格による給与引き下げの撤回	1・6・20	1・6・24	1	解決	1・8・8	50	山口・中川・見戸	製造業
1・7号	労働者	・仕事（接客対応）から外された。大幅なシフトカットによる説明不足。それにとれない生活できない状況。これらによる精神的苦痛に対する慰謝料	1・8・5	1・8・8	1	打切り	1・8・30	26	金丸・黒木・芝	生活関連サービス業、娯楽業
1・8号	労働者	・突然の雇用期間短縮言い渡しに対し①雇用継続又は②給与の補填かつ会社都合退職とすることを求める	1・10・26	1・10・30	—	取下げ	1・11・14	20	八重尾・横山・見戸	教育、学習支援業
1・9号	労働者	・契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払い	1・12・9	1・12・11	—	次年繰越	—	—	八重尾・中川・見戸	農業、林業

## 第4 個別あっせん事件の概要

### 平成30年（個）第10号 あっせん事件

申請	平成30年12月4日
申請者	労働者A
被申請者	株式会社B
あっせん事項	①いじめに対する不適当な対応による精神的苦痛等への慰謝料の支払い ②いじめに対する不適当な対応への謝罪
あっせんの結果	平成31年1月30日 解決

#### 1 申請の概要

Aは、Bの正社員として採用され、事務と営業の業務に従事していたが、精神障害を有するとの診断を受け、精神障害者保健福祉手帳を取得し、業務内容は事務のみとなった。その後、他の店舗へ異動となったが、職場内でいじめを受けて精神状態が不安定となり、休職・自宅療養するようになった。

この職場内でのいじめについて、社内の相談窓口や上司、本社人事部へ相談したが、納得できる対応がなされなかった。

このため、Aから、いじめに対する不適当な対応による精神的苦痛等への慰謝料及びいじめに対する不適当な対応への謝罪を求めて、あっせん申請がなされた。

#### 2 当事者の主張

##### (1) 申請者の主張

- ・いじめについて相談したが、不適当な対応により精神的苦痛や時間の浪費、休職期間の長期化等の被害を被ったため、慰謝料の支払いを求める。
- ・いじめに対し十分な対応がなされていないことへの謝罪を求める。
- ・本件に一定の結論が出れば、できるだけ早期に退職したい。

##### (2) 被申請者の主張

- ・Aからの相談を受け、従業員への聴き取り調査等の適切な対応を行っており、また、いじめの事実はなかったと判断したため、慰謝料の支払いには応じられない。
- ・適切な対応を行っており、謝罪には応じられない。
- ・Aが退職することにより、休職中の給与支払がなくなる等、一定のメリットはあると考えている。

#### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、Bが事前に示した和解案を基に、謝罪、金銭支払い及び退職日の調整による解決を図ることとした。

あっせんでは、Aが、当初の希望金額の2倍相当額を要求するなど、新たに複数の要求を行ったのに対し、Bは、Aの退職を前提に、退職金の増額を検討することは可能であるとの認識を示した。このためAに対し、Bが退職金として支払い可能な最大額を示し、和解に応じるよう再度説得を試みたところ、和解に応じるとの返答を得た。

最終的に、「Aの依願退職」、「退職金〇円の支払い」及び「Aに不満を感じさせたことへの遺憾の意の表明」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。



## 平成30年（個）第11号 あっせん事件

申請	請	平成30年12月10日
申請者		労働者C
被申請者		社会福祉法人D
あっせん事項		退職強要を受け精神的、身体的に苦痛を受けたことへの損害賠償
あっせんの結果		平成31年1月15日 解決

### 1 申請の概要

Cは、Dの正社員（試用期間6か月間）として採用され、Dが運営する施設で勤務していたが、採用の翌日、施設長から問題点を色々と指摘され、最終的には、「今日辞めてもらって結構です。」と言われるとともに、退職願の様式を渡され、これらの対応に納得はできなかったものの、Cは退職願を提出した。

このため、Cから、退職強要を受け精神的、身体的に苦痛を受けたことに対する損害賠償を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・「今日辞めてもらって結構です。」と言われてたり、退職願を書くよう言われるなど、退職強要を受けて退職した。
- ・退職強要を受け、精神的、身体的に苦痛を受けたことに対する損害賠償を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・「今日辞めてもらって結構です。」との発言はしておらず、Cとの話の流れの中で退職することとなったのであり、退職強要とは考えていない。
- ・解決金として〇円程度であれば、支払いに応じる意思はある。ただし、既に退職月の給与に1か月相当分の金銭を上乗せして支払い済みである。
- ・Cは秘密保持についての認識が低いようであるため、在職時に知り得た情報を外部に漏らすことを懸念している。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、「退職強要があったとまでは言えないと思われるものの、Cには確認不足の点が、Dには誤解を招くような対応があったのではないか。」との認識を示した上で、金銭支払い及び秘密保持について調整して解決を図ることとした。

あっせんでは、Aが、退職月の給与に上乗せされた金額以上の金銭は要求せず、退職時の施設長の態度について口頭での謝罪を求めたのに対し、Bは、説明不足等に対する謝罪には応じられると返答した。また、Bが、あっせん案に秘密保持規定を設けるよう求めたのに対し、Aは、応じられると返答した。

最終的に、「解決金●円を退職月の給与と併せて支払い済みであることの相互の確認」及び「Aの秘密保持」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成30年（個）第12号 あっせん事件

申請者	平成30年12月21日
被申請者	労働者E
あっせん事項	医療法人F
あっせんの結果	不当解雇に対する謝罪及び慰謝料
	平成31年2月4日 解決

### 1 申請の概要

Eは、Fと1年更新の雇用契約を締結し、管理職として勤務していたが、2年半ほど経過したある日、突然Fから「業績不振」及び「職責を果たしていない」との理由により3か月後に解雇する旨を告げられた。

Eは特に「職責を果たしていない」との解雇理由に納得できない旨をFに伝えたが、Fの対応は変わらず、予告どおり解雇された。

このため、Eから、不当解雇に対する謝罪及び慰謝料を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・「業績不振」及び「職責を果たしていない」との理由で解雇されたが、理由に納得できず、不当解雇だと考えている。
- ・不当解雇されたことに対し、謝罪と慰謝料を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・解雇ではなく、雇用契約書の解約条項に基づく合意解約だと考えており、不満はあったかもしれないが、申請者もこれに同意したものと認識している。
- ・トラブルとなった以上、早期に解決する方がよいと考えるため、和解に応じる余地がないわけではない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払い及び謝罪による解決を図ることとした。

あっせんでは、Eが、雇用契約期間途中での退職となったことから、残り期間の賃金相当額〇円及び謝罪を求めたのに対し、Fは、双方合意の上で給与1か月相当額を支払い済みであるためこれ以上の金銭支払いには応じられず、非がないため謝罪にも応じられない、裁判になってもよい、と主張した。このためFに対し説得を試みたところ、Fは、●円の支払い及び退職手続における不適切な説明への謝罪であれば応じられる、との返答があり、この旨をEに伝えたところ、応じるとの返答を得た。

最終的に、「解決金●円の支払い」及び「Eの退職を巡り不適切な説明があったことへのお詫び」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成31年（個）第1号 あっせん事件

申請者	平成31年2月20日
被申請者	労働者G
あっせん事項	株式会社H
あっせんの結果	今後も勤務する意志があったのにも関わらず退職を余儀なくされたことに対する解決金の支払い
	平成31年3月25日 解決

### 1 申請の概要

Gは、Hの店舗で店長として勤務していたが、従業員へのパワハラを行ったとして、Hから業務改善命令を受けた。

その後、Hから業務改善命令とは異なる理由で「契約を終了する」と伝えられ、Gが了承せずにいたところ、Hから「懲戒解雇になると経歴に傷がつくので、自己都合退職しないか」と提案された。これに対しGは、持病が悪化しているため休職したいと申し出たが認められず、退職を拒否又は保留できる雰囲気ではなく判断の余地はないと考え、その場で退職届を提出した。

このため、Gから、今後も勤務する意志があったのにも関わらず退職を余儀なくされたことに対する解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・今後も勤務する意志があったのにも関わらず、拒否や保留をできない雰囲気の中で自己都合退職を提案され、退職を余儀なくされた。
- ・退職を余儀なくされたことに対し、解決金の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・退職勧奨を行い、Gがこれに応じたものと認識している。
- ・転居費用の全額負担や、本来であれば認められない特別休暇の取得を認めるなど、使用者としてできる限りの対応は行っているため、これ以上の金銭支払いに応じるつもりはない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払いによる解決を図ることとした。

あっせんでは、Gが、1年分の給与相当額○円を求めたのに対し、Hは、既に一定の対応は行っているが、Gの退職日を約半月延期し、その期間分の給与を支払うことは可能である、と主張した。双方の主張に大きな隔たりがあり、また、Gが既に新たな仕事を始めていたことなどから、双方に対し粘り強く説得を行ったところ、Gが退職勧奨に応じて退職したことの確認及び最終月の給与に●円（○円の約20分の1）を加算することで合意が得られた。

最終的に、「Gが勧奨退職したことの相互の確認」及び「最終月の給与に●円を加算しての支払い」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。

## 平成31年（個）第2号 あっせん事件

申請者	平成31年2月21日
被申請者	労働者 I
あっせん事項	特定非営利活動法人 J
あっせんの結果	懲戒処分の撤回
	平成31年2月28日 取下げ

### 1 申請の概要

Iは元々、Jの法人設立の際に出資を行うなど、Jの役員として長年運営に関与していたが、ある時期から役員との兼務で、Jが運営する施設の事務局長として勤務するようになった。ところが、Iは施設の運営方針等について当初から理事長や施設長等と対立しており、施設長等からは「Iが職員に対してパワハラやモラハラを行っている」と言われていた。

そのような中、理事長から、「職員に対するパワハラやモラハラ」「事務局長としての業務上のミス」等について、再三の改善要求や勧告を行ったにも拘わらず改善されていないことを理由として、出勤停止（無給）の懲戒処分通知を渡された。これに対しIは、「懲戒処分通知に対する不服申立て」の文書をJに提出し、処分理由が明確でないこと等を主張したが、Jからの反応はなかった。

このため、Iから、懲戒処分の撤回を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・懲戒処分（無給の出勤停止）を受けたが、処分理由が不明確であり、また、就業規則の規定と異なる取扱いとなっている。
- ・懲戒処分の撤回を求める（出勤停止期間の給与の支払いを求める）。

#### (2) 被申請者の主張

- ・全職員から、Iからパワハラ・モラハラを受けたとの訴えが多数出ており、また、事務局長としての仕事にも問題があり、再三の改善要求や勧告を行っているにも拘わらず改善されなかった。

### 3 あっせんの結果

あっせん申請後に開催されたJの理事会において、あっせん事項である「懲戒処分の撤回」が承認され、Iからあっせん申請取下書が提出されたため、事件は終結した。

## 平成31年（個）第3号 あっせん事件

申請者	平成31年3月12日
被申請者	労働者K
あっせん事項	社会福祉法人L
あっせんの結果	雇止めを受けたことによる経済的、精神的損害に対する解決金
	平成31年4月1日 打切り

### 1 申請の概要

Kは、Lが運営する施設の契約社員（1年更新）として勤務していたが、2回目の契約期間満了の1か月前に雇止めの通知を受けた。

KがLに対し雇止めの理由の明示を求めたところ、勤務状況や勤務態度が不良であるとの理由書を交付され、さらに確認を求めたが納得できる説明はなされなかった。

このため、Kから、雇止めを受けたことによる経済的、精神的損害に対する解決金を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・雇止めの通知を受けたが、理由に納得できない。雇止め理由の確認についても応じてもらえず、経済的、精神的苦痛を受けた。

#### (2) 被申請者の主張

- ・勤務状況や勤務態度の不良により雇止めを行った。提示した理由以上の説明は必要ない。

### 3 あっせんの結果

Lが不応諾の意思を示し、その意思は固く、あっせんに応じる見込みはないと判断し、あっせんを打ち切った。

## 平成31年（個）第4号 あっせん事件

申請者	平成31年4月3日
被申請者	労働者M
あっせん事項	株式会社N
あっせんの結果	雇止めの撤回
	令和元年5月14日 打切り

### 1 申請の概要

Mは、Nの臨時社員及び契約社員として勤務し、2年9か月の間に計6回契約更新されていたが、Nから次回の契約更新をしない旨を口頭で通告され、退職届の提出を求められた。納得できなかったMが、Nに対し雇止めの理由証明書の交付を請求したところ、担当業務の効率化による業務減少のため、との理由証明書が交付された。

その後、Nから他部署での勤務を打診されたが、以前担当していた別の業務の影響で肘に痛みが有り、打診された業務は肘に負担のかかるものであったため、これを拒否した。Mは弁護士に相談し、Nに対し「契約更新に関する申込書」を提出したが、Nから、担当業務の縮小や他業務の拒否を理由に契約を終了するとの回答書が届いた。このため、Mから、雇止めの撤回を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・担当業務の減少を理由に雇止めされたが、そのような事実は無く、不当な雇止めである。
- ・雇止めされたことに対し、原職への復帰を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・業務の効率化を図る中で、Mの担当業務も減少することになった。経営上必要な雇止めである。
- ・金銭解決や他部署への異動ならば、検討する余地はある。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、原職復帰、金銭支払い又は他部署への異動による解決を図ることとした。

あっせんでは、Mが、Nでの勤務が原因で肘を痛め、重量物を扱う業務に従事できなくなったとし、原職への復帰を求め、金銭解決に応じる余地はないと主張したのに対し、Nは、業務量が減少していることや雇止めに係るやり取りの際のMの態度等から、原職に復帰させることはできず、他の業務は重量物を扱う部署が多く紹介できそうにないとして、Mの退職前給与の3か月相当額〇円で解決を希望すると主張した。

そこでMに対し、金銭解決に応じる余地がないか改めて確認したが、応じられない、労働審判や裁判への移行も検討している、との返答であったため、あっせんによる解決は困難と判断し、あっせんを打ち切った。

## 令和元年（個）第5号 あっせん事件

申請者	令和元年5月8日
被申請者	労働者O
あっせん事項	特定非営利活動法人P
あっせんの結果	離職理由を自己都合から職場での嫌がらせ等によるものに変更すること
	令和元年5月30日 打切り

### 1 申請の概要

Oは元々、Pの法人設立の際に出資を行うなど、Pの役員として長年運営に関与していたが、ある時から役員との兼務で、Pが運営する施設の事務局長として勤務するようになった。ところが、Oは施設の運営方針等について当初から理事長や施設長等と対立しており、施設長等からは「Oが職員に対してパワハラやモラハラを行っている」と言われていた。

そのような中、約2年間にわたり自宅勤務を命じられていたこと、職員へのマタハラの責任を押しつけられたこと、不当な懲戒処分（無給の出勤停止）を受けたことなど、Pから様々な嫌がらせを受けたため、Oは施設を退職し、役員も退任した。

しかしその後、Pから雇用保険上の離職理由を自己都合（一身上の都合）とされたため、Oはハローワークに異議申立を行い、特定受給資格者に該当する旨主張したが、Pは一貫して自己都合退職だと主張し、最終的に特定受給資格者に該当するとは判断できないとされた。

このため、Oから、離職理由を自己都合から職場での嫌がらせ等によるものに変更することを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・嫌がらせを受け、退職を余儀なくされた。
- ・雇用保険上の離職理由を自己都合（一身上の都合）から職場での嫌がらせ等によるものに変更することを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・嫌がらせ等を行った事実はなく、むしろOが職員に対して行ったパワハラへの対応に苦慮していた。
- ・離職理由の変更には応じられない。

### 3 あっせんの結果

Pが不応諾の意思を示し、その意思は固く、あっせんに応じる見込みはないと判断し、あっせんを打ち切った。

## 令和元年（個）第6号 あっせん事件

申 請	令和元年6月20日
申 請 者	労働者Q
被 申 請 者	株式会社R
あっせん事項	等級降格による給与引き下げの撤回
あっせんの結果	令和元年8月8日 解決

### 1 申請の概要

Qは、Rの正社員として27年間勤務していたが、給与辞令交付のために行われた面談において、上司から、理由の説明もなく降格すると口頭で通告され、それに伴い給与も減額されることとなった。

納得できなかったQは、Rに話し合いの場を設けるよう求めたが、Rはこれに応じなかった。その後Qは、労働委員会に相談し、給与等級引下げの撤回及び減額された給与や賞与の差額分の返還を文書で請求したが、人事権の行使による等級引下げであるため撤回はできない、との回答書が届いた。

このため、Qから、等級降格による給与引き下げの撤回を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・給与等級が引下げとなり、給与・賞与を減額されたが、理由の説明等がなされておらず納得できない。
- ・給与等級の引下げの撤回を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Qの業務遂行状況が給与等級に見合っておらず、また、勤務態度にも問題があったため、人事権の行使による降級を行った。
- ・人事権の行使であり、給与等級の引下げを撤回するつもりはない。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認及びQの人事評価結果等を確認の上、給与等級引下げの撤回又は金銭支払いによる解決を図ることとした。

あっせんでは、Qが、給与等級の引下げの撤回を求め、金銭解決に応じる余地はないと主張したのに対し、Rは、人事権の行使であり撤回には応じられない、金銭支払いによる解決を希望する、と主張した。双方の主張は対立していたが、Qから退職についてもあっせんで併せて解決したいとの希望が出されたため、これをRに伝えた上で、Qの退職、給与等級引下げにより生じた給与・賞与の差額分の解決金としての支払い、退職金の額、退職前の有給休暇取得等の和解案を双方に提示したところ、双方から応じるとの返答を得た。

最終的に、「Qが有給休暇を取得した上で退職することの相互の確認」「退職金の額」「解決金〇円の支払い」及び「雇用保険、年末調整等の公的書類作成に当たっての協力」を含めたあっせん案を双方が受諾し、事件は解決した。



## 令和元年（個）第7号 あっせん事件

申請者	労働者S
被申請者	合同会社T
あっせん事項	理由の説明がないまま大幅にシフトカットされたことによる精神的苦痛に対する慰謝料
あっせんの結果	令和元年8月30日 打切り

### 1 申請の概要

Sは、Tのパート社員として、週4～5日のシフトで勤務していたが、客からのクレームを理由に、勤務日数を週3～4日に減らされた。

Sはこのことには納得していたが、その後、接客対応から外され、勤務を更に週1～2日にまで減らされたため、店長に対しシフトを元に戻して欲しいと相談したところ、マネージャーの判断であるため確認する、と返答され、その後の結果報告はなかった。また、相談したことを店長が他の職員に怒ったような口調で話していたと知り、Sはショックを受け、翌日は体調不良で出勤できず、病院を受診したところ、適応障害により1か月の療養を要すると診断され、以降は仕事を休んでいる。

このため、Sから、精神的苦痛に対する慰謝料を求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・接客対応から外され、勤務日数も大幅に減らされたため、生活ができない。
- ・店長にシフトを元に戻すよう求めたが、理由も説明してもらえず、他の職員に怒ったような口調で話したらしいことにショックを受けた。
- ・病院を受診したところ、適応障害により1か月の療養を要するとの診断を受けた。
- ・精神的苦痛に対する慰謝料として、勤務した8か月分の給与相当額を求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Sの接客態度に問題があったため勤務日数を減らした。説明を行い、反省・改善することを期待したが、改善が見られないため、元のシフトに戻すのは難しい。
- ・診断書が提出されており、休職制度はないが1か月程度休むものと見込んでいる。
- ・慰謝料の支払いには応じられない。弁護士を立てて争ってもいい。Sのせいで客が減るなどしており、損害賠償請求したいくらいである。

### 3 あっせんの結果

あっせんの方針としては、事実関係の確認には深く踏み込まず、金銭支払いによる解決を図ることとした。

あっせんでは、Sが、8か月分の給与相当額を求めたのに対し、Tは、勤務日数の減少には理由があり、Sに反省や改善は見られず、Sのせいで被った被害について弁護士を雇い請求することも検討している、と主張した。

双方への説得を試みた結果、Sは休職期間の1か月分の給与相当額まで譲歩したが、Tの主張は変わらず、あっせんによる解決は困難と判断し、あっせんを打ち切った。

## 令和元年（個）第8号 あっせん事件

申請者	令和元年10月26日
被申請者	労働者U
あっせん事項	学校法人V
あっせんの結果	突然の雇用期間短縮言い渡しに対し①雇用継続又は②給与の補填と会社都合退職とすることを求める
	令和元年11月14日 取下げ

### 1 申請の概要

Uは、Vの運営する学校に、雇用期間約9か月間のアルバイトとして勤務していたが、勤務開始から約3か月後、直属の上司から「（Uの携わる）業務が予定より早く終了するため、雇用を継続することはできない」との説明を受けた。

Uは、この説明に対して一旦は了承したものの、事前に雇用期間短縮の可能性があるとの説明を受けていなかったことに納得できず、Vに対して何度も説明を求めたが、同様の説明を繰り返された上、「解雇予告を30日以上前に行っているので問題ない」との説明を受けた。その後、総務部門の上司に対してメールで、「一旦は了承したが撤回する」「雇用継続又は当初の雇用期間満了までの給与補填及び雇用保険上の離職理由を会社都合退職とすることを求める」と伝えたが、Vは回答を保留した。

このため、Uから、突然の雇用期間短縮言い渡しに対し①雇用継続又は②給与の補填と会社都合退職とすることを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・採用前に雇用期間短縮の可能性について説明がなかったにもかかわらず、一方的に雇用期間を短縮された。
- ・「雇用継続」又は「当初の雇用期間満了までの給与補填及び雇用保険上の離職理由を会社都合退職とすること」を求める。なお、第一希望は后者だが、別件でパワハラの問題もあるため、他部署での勤務が可能なら雇用継続でも構わない。

#### (2) 被申請者の主張

- ・国から補助を受けて行う業務の補佐として雇用したが、当該業務が予定より早く終了する見込みとなり、期間途中で雇用を終了することとなった。国の補助金から給与を支払っているため、業務終了後に雇用継続することはできない。
- ・雇入通知書に記載している解雇手続に則った対応であり、問題はない。

### 3 あっせんの結果

あっせん申請後の自主交渉において、Vが「給与補填には応じられず、配置転換も難しい」「現在の部署のままであれば当初の雇用期間満了まで雇用を継続することが可能」「雇用期間短縮を受け入れるなら会社都合退職として処理する」と説明し、Uも、離職票上の離職事由が人員整理に伴う事業主からの働きかけとなることを確認した上で、雇用期間短縮を受け入れると返答した。

その後、Uからあっせん申請取下書が提出されたため、事件は終結した。

## 令和元年（個）第9号 あっせん事件

申請者	労働者W
被申請者	株式会社X
あっせん事項	契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払い
あっせんの結果	次年繰越

### 1 申請の概要

Wは、Xの運営する事業所に、無期雇用のパートとして約4年間勤務していたが、Xの指示により新たに1年更新の雇用契約を締結した。ところがその後、上司から退職勧奨を受けるようになり、退職理由を「一身上の都合」とする旨の退職届を提出するよう指示を受けた。

Wは、当初は「分かりました」と返答したものの、その後撤回し、退職届の提出を拒否していたが、その後も退職するよう執拗に迫られ、また、業務で使用する機械を操作しないよう指示されるなど、仕事を取り上げられたように感じる対応もあったことから、勤務を継続する意欲を失い、最終的には、退職理由を「解雇のため」と記載して退職届を提出し、退職日までは有給休暇を消化することとした。

このため、Wから、契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払いを求めて、あっせん申請がなされた。

### 2 当事者の主張

#### (1) 申請者の主張

- ・1年更新の雇用契約を締結したにも関わらず、期間途中で退職勧奨を受けた。
- ・「辞める気はない」と意思表示したにも関わらず、上司から「一身上の都合により退職する」旨の退職届を提出するよう指示された。執拗な退職勧奨を受け、やむを得ず「『解雇のため』退職する」旨の退職届を提出した。
- ・契約期間途中で退職に追い込まれたことへの解決金の支払いを求める。

#### (2) 被申請者の主張

- ・Wの年齢や足の状態から、これ以上勤務させるのは危険であり、使用者としてもリスクが生じると判断し、退職勧奨を行った。
- ・解雇予告期間を意識して、退職日の1か月前までに退職届を提出させようと、繰り返し退職届の提出を指示した。結果的に退職届に「解雇のため」と記載されていたため、解雇したという認識である。
- ・金銭の支払いに応じるつもりはない。

### 3 あっせんの結果

次年に繰越し

## 第 6 章 勞 働 相 談

## 第1 概要

本県労働委員会では、労働者と使用者との間の労働条件や職場の人間関係に起因するパワハラ等、労働問題全般にわたる様々な相談を受け付け、必要な情報の提供や助言を行っています。相談の内容によっては「個別的労使紛争のあっせん」制度を活用して解決を促すことも行います。

## 第2 概況

相談件数を年次別にみると、近年増加の傾向にあります。

令和元年（平成31年）の相談件数は496件で、前年比21件の減少でした。

（表1）

表1 年次別相談件数

年	平成25	26	27	28	29	30	31(令和元)
相談件数	154	124	111	191	270	517	496

令和元年（平成31年）の相談を内容別にみると、次のとおりとなっています。

### 1 性別、年代別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を性別にみると、男性204件、女性256件と、女性からの相談が多くなっています。

（図1、表2）

図1 性別相談割合

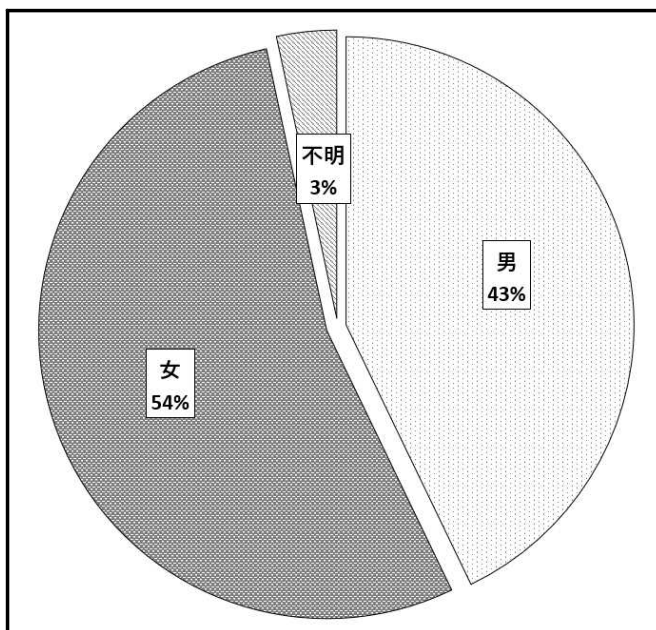


表2 性別相談件数

性別	件数
男	204
女	256
不明	16
合計	476

また、相談者（件数）を年代別にみると、40代が87件で最も多く、次いで30代及び50代がそれぞれ79件となっており、中堅世代からの相談が多くなっています。

（図2、表3）

図2 年代別相談割合

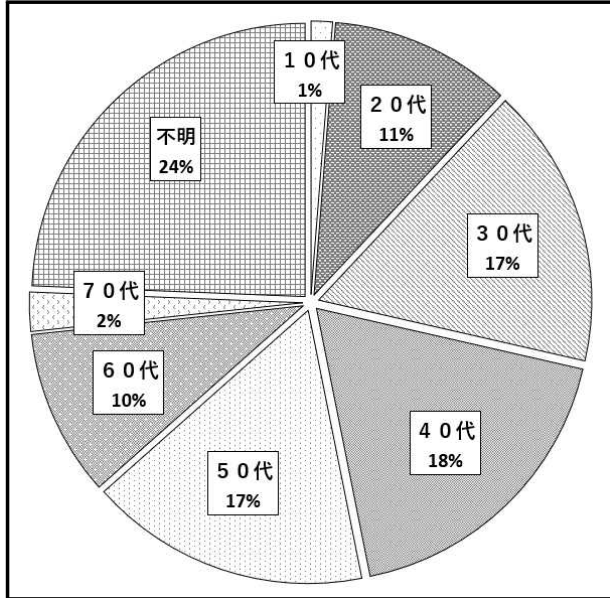


表3 年代別相談件数

年代	件数
10代	6
20代	51
30代	79
40代	87
50代	79
60代	47
70代	11
不明	116
合計	476

2 雇用形態別相談件数（労働組合、企業等は除く）

相談者（件数）を雇用形態別にみると、正社員が216件で、非正規社員の191件を上回っています。非正規社員の内訳をみると、パートが88件で、非正規社員の4割以上を占めています。

さらに、性別（不明、対象外を除く）にみると、男性は正社員が116件、非正規社員が58件であるのに対し、女性は正社員が97件、非正規社員が131件となっています。

（図3、表4）

図3 雇用形態別相談割合

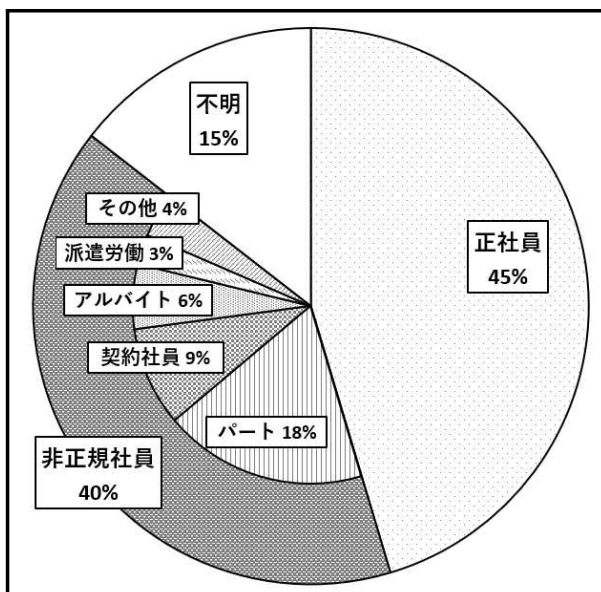


表4 雇用形態別、性別相談件数

	男	女	不明	合計	
正社員	116	97	3	216	
非正規	パート	77	-	88	
	契約社員	18	24	1	43
	アルバイト	13	14	1	28
	派遣労働	5	8	-	13
	その他	11	8	-	19
	小計	58	131	2	191
不明	30	28	11	69	
合計	204	256	16	476	

### 3 業種別相談件数

相談者（件数）を業種別にみると、「医療、福祉」が142件（29％）と最も多くなっています。次いで「製造業」45件（9％）、「サービス業（他に分類されないもの）」43件（9％）となっています。（図4、表5）

図4 業種別相談割合

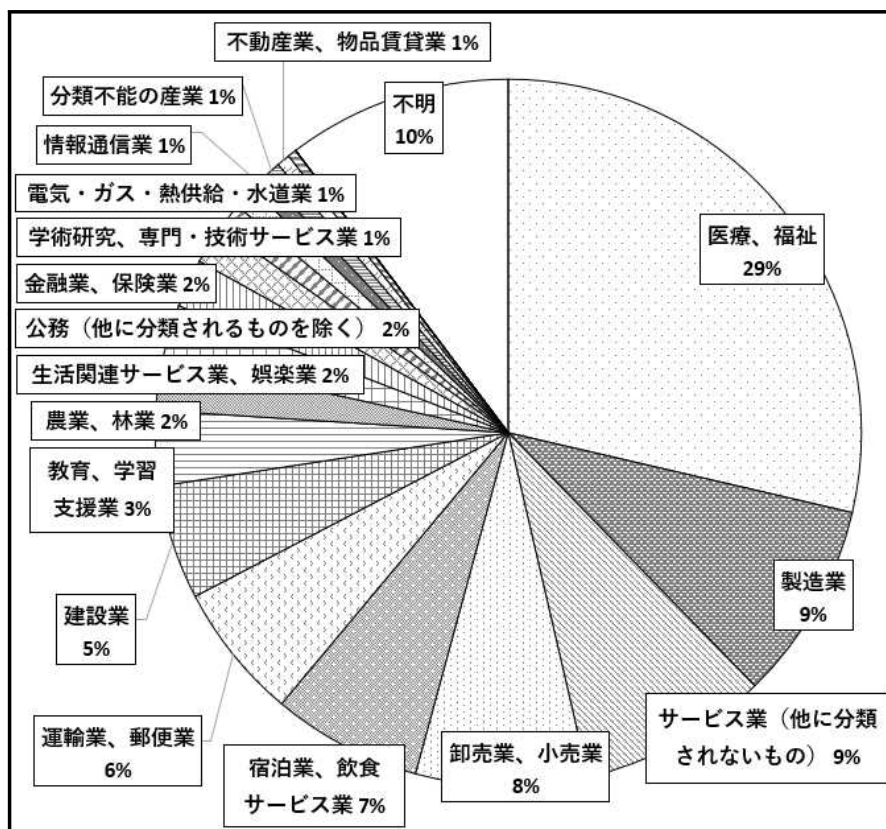


表5 業種別相談件数

業種	相談件数
医療、福祉	142
製造業	45
サービス業（他に分類されないもの）	43
卸売業、小売業	39
宿泊業、飲食サービス業	34
運輸業、郵便業	31
建設業	26
教育、学習支援業	17
農業、林業	12
生活関連サービス業、娯楽業	12
公務（他に分類されるものを除く）	11
金融業、保険業	9
学術研究、専門・技術サービス業	6
電気・ガス・熱供給・水道業	5
情報通信業	4
分類不能の産業	4
不動産業、物品賃貸業	3
複合サービス業	2
漁業	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-
不明	51
計	496

#### 4-1 相談内容別相談件数

相談内容を大きく「経営・人事」「賃金等」「労働条件等」及び「人間関係」の4つに分類すると、「労働条件等」に関する相談が361件（37%）と最も多くなっています。

さらに個別にみると、「パワハラ・嫌がらせ」が167件（18%）と最も多く、次いで「退職」120件（13%）、「賃金未払」88件（9%）、「労働契約」69件（7%）、「労働保険」57件（6%）となっています。

（図5、表6）

図5 相談内容別相談割合

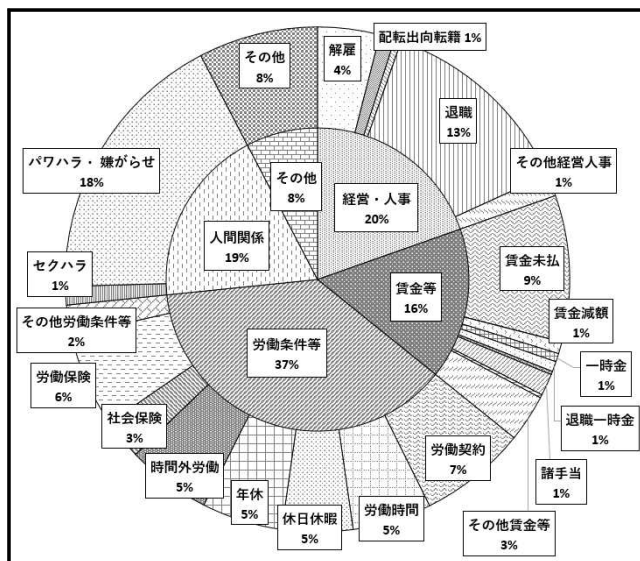


表6 相談内容別相談件数

経営・人事					賃金等							労働条件等										人間関係			計					
解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	小計	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生	社会保険	労働保険	その他労働条件等	小計		セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	その他		
39	9	4	120	17	189	88	-	7	5	6	2	14	2	29	153	69	47	42	49	51	-	26	57	20	361	11	167	178	78	959

（注） 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と相談内容別相談件数の合計は一致しない。

#### 4-2 雇用形態別、相談内容別相談件数(労働組合、企業等は除く)

雇用形態別に相談内容を大分類でみると、正社員、非正規社員ともに「労働条件等」が最も多く、正社員では177件（40%）、非正規社員では131件（36%）となっています。次いで多いのが正社員、非正規社員ともに「経営・人事」で、正社員では95件（21%）、非正規社員では70件（19%）となっています。

個別にみると、正社員、非正規社員ともに「パワハラ・嫌がらせ」が最も多く、正社員では79件（18%）、非正規社員では61件（17%）となっています。次いで多いのが、正社員、非正規社員ともに「退職」となっており、正社員では57件（13%）、非正規社員では52件（14%）となっています。

（図6、表7）



図6 雇用形態別相談内容割合

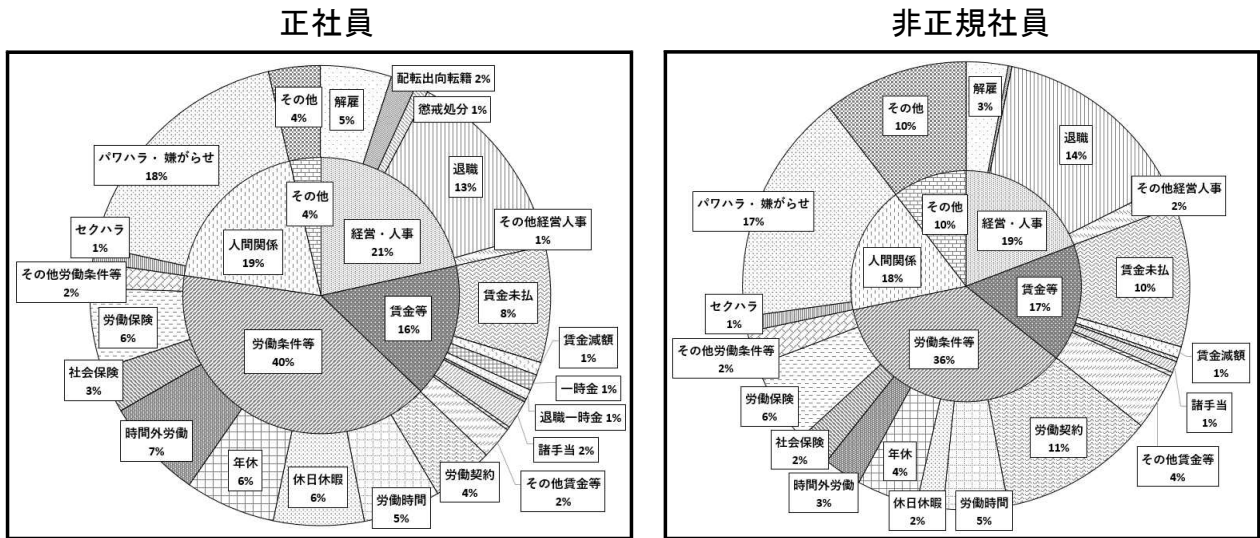


表7 雇用形態別、相談内容別相談件数

	経営・人事				賃金等							労働条件等							人間関係		計						
	解雇	配転出向転籍	懲戒処分	退職	その他経営人事	賃金未払	賃金増額	賃金減額	一時金	退職一時金	解雇手当	諸手当	年金	その他賃金等	労働契約	労働時間	休日休暇	年休	時間外労働	安全・衛生		社会保険	労働保険	その他労働条件等	セクハラ	パワハラ・嫌がらせ	その他
正社員	22	8	4	57	4	36	4	5	3	1	9	1	10	19	24	28	28	31	14	25	8	5	79	16	441		
非正規	パート	4		26	3	15		1					5	16	11	2	11	4	4	14	4	4	1	31	13	165	
	契約社員	3	1	17		3	2		1	3	1	3	14	2	3	3	3	2	6	2	6	2	1	13	9	92	
	アルバイト	3		4		14								5	5	3	2	2	3	1					8	4	54
	派遣労働	1		2	2	2									4	1					2	2	2		2	2	22
	その他			3	1	3								2	2								1	2	7	10	31
小計	11	1	0	52	6	37	0	3	0	1	0	3	1	15	41	17	7	16	10	0	9	22	9	4	61	38	364
不明	4			10	3	14				2	1	1		3	4	6	7	4	9		1	9	1	2	25	17	123
対象外																											0
合計	37	9	4	119	13	87	0	7	5	6	2	13	2	28	64	47	42	48	50	0	24	56	18	11	165	71	928

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と雇用形態別、相談内容別相談件数の合計は一致しない。



## 第 7 章 広 報 活 動

本県労働委員会では、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じたトラブルを、労働委員会を利用していただくことで迅速に解決し、労使関係の安定を図るため、広く県民の皆さんに労働委員会を知っていただく広報活動を行っています。令和元年（平成31年）も、新たな取組を含め様々な広報活動を行いました。

## 1 労働相談会の実施

平日の日中では相談できない方のために平日夜間及び土曜・日曜にも相談を受け付ける「労働相談会」を、2月と10月に実施しました。

期 間	2月18日(月)～24日(日)	10月26日(土)～11月1日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員	
期間中の相談件数	20件	34件
	うち夜間 1件	3件
	うち土日 3件	8件

## 2 「労働相談の日」の実施

6月（＝ろう）10日（＝どう）と読めることから、6月10日を「労働相談の日」と位置付け、平日では相談できない方のために日曜にも相談を受け付ける「働くあんしんをサポート！労働相談の日」を実施しました。

期 日	6月9日(日)
時 間	9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内
相 談 方 法	電話、面談、FAX、 インターネット
対 応 者	事務局職員
相 談 件 数	6件

### 3 関係機関等との連携

関係機関等を訪問し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、昨年に引き続き、労働相談の多い福祉関係団体構成員への認知度向上を図るため、訪問及び啓発資料の配付を行った他、使用者団体のホームページで労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知への協力を求めたほか、県中小企業労働相談所と積極的な情報交換を行い、連携の強化に努めました。

## ポスター

働く皆さんも

解雇 賃下げ

パワハラ 配置転換 など

無料 匿名OK

雇う側の皆さんも

職場の困りごとはこちらへご相談ください。

労働委員会が解決をお手伝いします!

働くあんしんサポートダイヤル  
**(0985) 26-7538**  
月曜～金曜 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

宮崎県労働委員会  
〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階

このQRコードからホームページにアクセスできます!  
<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/rohdoh/index.html>

## QRコード付き啓発カード

宮崎県労働委員会

職場の困り事はこちらへご相談ください

働くあんしんサポートダイヤル  
**0985-26-7538**  
8:30～17:15  
月～金 (祝日、年末年始を除く)

職場のお悩み、お気軽にご相談ください

労働委員会が解決をお手伝いします

相談無料! 匿名OK!

相談受付 8:30～17:15 月～金 (祝日、年末年始を除く)  
宮崎県労働委員会 **0985-26-7538**  
〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階


# リーフレット

## 労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機時間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



## 交通アクセス

労働委員会付近略図



3号館6階 日本庭園

## 宮崎県労働委員会

〒880-0805  
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階  
8:30～12:00、13:00～17:00  
※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**  
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715  
HP 相談フォームを用意しています

宮崎県労働委員会



## 仕事のトラブルで悩む方へ

～あきらめないで相談を～

突然解雇された…

残業代が出ない…

なぜ急に異動？…

パワハラでは？…

相談無料 秘密厳守



宮崎県労働委員会  
TEL 0985-26-7538

## 労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。

使用者

労働委員会

公正・中立  
無料です。

**労働委員会は三者構成です**

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



**労働者委員**  
労働組合の役員など  
労働者側の事情を的確に把握



**公益委員**  
弁護士など  
公平な第三者の立場



**使用者委員**  
会社の役員など  
使用者側の事情を的確に把握

**まずはご相談ください！**

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



## 解雇トラブルが解決したケース



### 労働者と使用者のトラブル解決（あっせん）

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけ出し解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

労働間で  
トラブルが発生  
(自主解決が困難)

労働委員会へ  
あっせん申請

事務局職員による事情聴取

あっせん実施  
(あっせん案提示)

受諾

拒否

解決  
打切り

# 労働相談会啓発用チラシ(10月労働相談会)

令和元年10月 日本のひなた宮崎県

**平日夜間・土日もどうぞ!**

## 労働相談会

**10月26日(土)～11月1日(金)**

受付時間 平日 **8:30～19:00**  
土日 **9:00～17:00**  
※通常は平日の**8:30～17:15**

☆相談方法：電話、面談、FAX、HP上の相談フォーム  
☆対象者：県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者  
☆場所：宮崎県労働委員会事務局（県庁3号館6階）

働くあんしんサポートダイヤル

### 0985-26-7538

詳しくは裏面をご覧ください

主催：宮崎県労働委員会

**パワハラ、賃金未払い、解雇**など、職場では様々なトラブルが発生します。

「どこに相談すればいいのかわからない・・・」  
「こんなと相談していいのかな・・・」

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**秘密厳守・無料**で相談を受け付けています。

労働に関するお悩みであればどんなことでも構いません。使用者からの相談も受けれます。お気軽にご相談ください。

**近年の労働相談件数**

年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30
相談件数	109	159	146	117	137	223	308	511

**平成30年度の労働相談受付状況**

業種別相談割合

相談内容別相談割合

駐車場についてはお問い合わせください

**宮崎県労働委員会**

〒880-0805  
宮崎市橘通東1丁目9番10号  
(県庁3号館6階)

TEL: 0985-26-7538(相談専用)  
FAX: 0985-20-2715

労働委員会  
ホームページ

#### 4 ホームページでの情報提供等

労働委員会制度の概要に加え、複数のあっせん事例を分かりやすく掲載し、労働委員会の業務内容の周知に努めた他、最低賃金の改定について等、労使双方にとって常に新しく有用な情報を提供できるようにホームページの更新を月1回以上行うようにしました。

また、毎月のホームページのアクセス件数を把握・分析することで、県民のニーズに沿うような内容への改善・充実や、見やすさ、検索しやすさの向上に努めました。

さらに、メール相談の増加に伴って、より詳細な事情を確認する必要が出てきたためメール相談専用フォームの質問事項の見直しを行いました。

## 5 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談会」、6月9日の「労働相談の日」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MRT「おしえて！みやざき」（2月、6月、10月）  
UMK「みやざきゲンキTV」（2月、6月）
- ・ ラジオ：MRT「おはよう県庁です」（2月、6月、10月）  
エフエム宮崎「Today宮崎」（2月、6月、10月）
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」（2月、6月、10月）
- ・ 広報誌：「労働みやざき」（3月、6月、9月、12月）  
「月刊情報タウンみやざき」（毎月）
- ・ SNS：「宮崎県広報」フェイスブック、ツイッター公式アカウント  
（2月、6月、10月）

## 6 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を行うこととし、広く県民等にPRしました。

令和元年（平成31年）においては、就職を控えた高校生や専門学校生を対象に、注意すべき労働法令の解説や、個別的労使紛争の解決事例の紹介等を内容とする講座を実施しました。

### 学生向け出前講座の様子



（事務局職員による講義）





# 参 考

1 年表

令和元年

月 日	記 事
1月15日	平成30年（個）第11号事件終結〔解決〕
1月18日	個別労働紛争解決研修（応用研修）（～19日 福岡市）
1月24日	九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）（～25日 福岡市）
1月30日	平成30年（個）第10号事件終結〔解決〕
2月 4日	平成30年（個）第12号事件終結〔解決〕
2月20日	平成31年（個）第1号事件申請
2月21日	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議（～22日 那覇市）
2月21日	平成31年（個）第2号事件申請
2月28日	平成31年（個）第2号事件終結〔取下げ〕
3月10日	2018年度九プロ労委労協第2回幹事会（～11日 長崎市）
3月12日	平成31年（個）第3号事件申請
3月25日	平成31年（個）第1号事件終結〔解決〕
4月 1日	平成31年（個）第3号事件終結〔打切り〕
4月 2日	新任事務局長、新任調整審査課長及び新任雇用労働政策課長への あっせん員候補者の委嘱
4月 3日	平成31年（個）第4号事件申請
4月18日	九州労働委員会会長会議（佐賀市）
4月18日	九州労働委員会事務局長会議（佐賀市）
5月 8日	令和元年（個）第5号事件申請
5月14日	平成31年（個）第4号事件終結〔打切り〕
5月15日	2019年度九プロ労委労協総会・研修会（～16日 長崎市）
5月16日	第86回九州労働委員会連絡協議会（～17日 長崎市）
5月30日	令和元年（個）第5号事件終結〔打切り〕
5月30日	令和元年（不）第1号事件申立て
6月 3日	第777回公益委員会議
6月 6日	全国労働委員会事務局長連絡会議（松江市）
6月 7日	全国労働委員会会長連絡会議（松江市）

月 日	記 事
6月10日	第70回労働委員会事務局中央研修（～11日 東京都）
6月20日	令和元年（個）第6号事件申請
7月 1日	労働委員会事務局職員個別紛争専門研修（～3日 東京都）
7月 4日	九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）（～5日 宮崎市）
8月 5日	令和元年（個）第7号事件申請
8月 8日	令和元年（個）第6号事件終結〔解決〕
8月 9日	総合労働相談員研修（宮崎労働局主催）（宮崎市）
8月21日	第43期宮崎県労働委員会委員辞令交付
8月21日	第43期宮崎県労働委員会初総会（第1402回定例総会） 会長及び会長代理の選出 会長：山崎委員 会長代理：後藤委員
8月29日	個別労働紛争解決研修（基礎研修）（～31日 福岡市）
8月30日	令和元年（個）第7号事件終結〔打切り〕
9月 2日	第778回公益委員会議
9月 5日	公労使委員合同研修（～6日 東京都）
9月 5日	九州労働委員会事務局課長会議（那覇市）
9月20日	九州地区労使関係セミナー（福岡市）
9月26日	第47回九州地区労働委員会使用者委員研修会（～27日 佐賀市）
9月26日	2019年度九ブロ労委労協第1回幹事会（～27日 福岡市）
10月17日	九州労働委員会公益委員連絡会議（福岡市）
10月18日	九州労働委員会事務局職員研修会（福岡市）
10月26日	令和元年（個）第8号事件申請
11月14日	令和元年（個）第8号事件終結〔取下げ〕
11月14日	第74回全国労働委員会連絡協議会総会（～15日 東京都）
11月14日	第53回九州経営法曹大会（～15日 宮崎市）
11月28日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
11月29日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
12月 2日	公労使委員個別紛争専門研修（～3日 東京都）
12月 9日	令和元年（個）第9号事件申請
12月13日	個別労働紛争解決研修（応用研修）（～14日 福岡市）

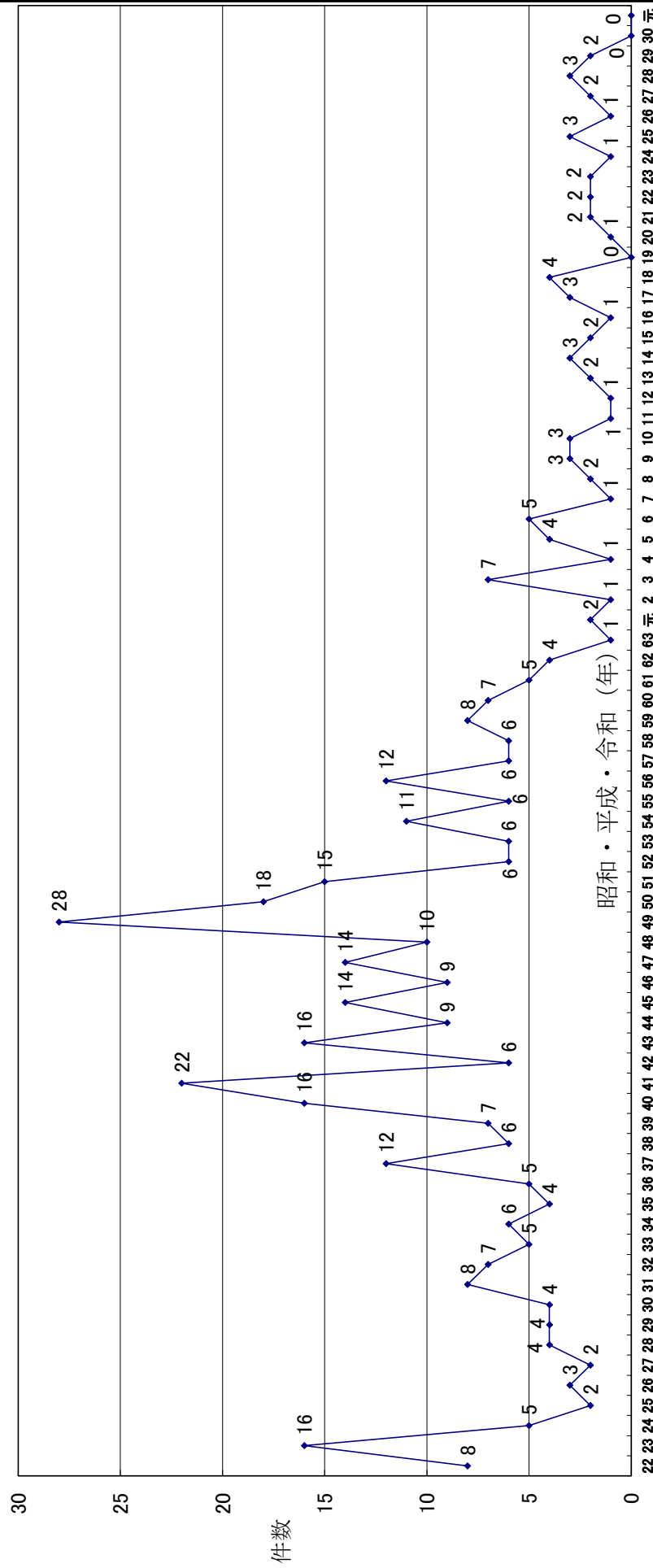
## 2 調整事件

表1 年別取扱件数

区分		年																																																								
		昭21	昭22	昭23	昭24	昭25	昭26	昭27	昭28	昭29	昭30	昭31	昭32	昭33	昭34	昭35	昭36	昭37	昭38	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57																				
係属 件数	前年繰越	-	-	1	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1								
	新規	3	8	16	5	2	3	2	4	4	4	8	7	5	6	4	5	12	6	7	16	22	6	16	9	14	9	14	10	28	18	15	6	6	11	6	11	6	12	6																		
	計	3	8	17	7	2	3	3	4	4	5	8	7	5	6	4	5	12	6	7	16	22	9	16	9	14	11	14	10	28	18	15	6	6	11	6	13	7																				
あ っ せ ん	前年繰越	-	-	1	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1									
	新規	3	5	13	5	2	3	2	4	4	4	8	7	5	6	4	5	11	5	7	16	22	6	16	9	14	7	14	10	28	17	14	6	6	11	6	10	5																				
	小計	3	5	14	7	2	3	3	4	4	5	8	7	5	6	4	5	11	5	7	16	22	9	16	9	14	9	14	10	28	17	14	6	6	11	6	11	6																				
	規則 65II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1												
	解決	3	4	9	5	1	1	3	2	2	4	7	6	5	5	4	5	5	3	5	12	9	6	11	6	5	3	7	2	13	4	10	4	3	9	4	4	1																				
	打切り	-	-	3	2	1	1	-	2	1	1	1	1	-	1	-	-	4	1	2	3	10	2	4	2	6	6	6	4	11	10	3	2	1	1	-	-	2																				
	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	-	1	1	1	1	-	1	4	4	3	1	-	2	-	1	3	1																			
	次年繰越	-	1	2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1									
調 停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	新規	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1											
	小計	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1										
	規則 70II	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	解決	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-										
	不調	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1									
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-									
仲 裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	規則79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	裁定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						

区分	年	昭	58	59	60	61	62	63	平	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令	元	合	計
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	元	計	計								
係 属 件 数	前年繰越	1	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	...			
	新 規	6	8	7	5	4	1	2	1	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	431				
	計	7	10	9	6	4	4	4	3	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	...				
あ つ せ ん	前年繰越	1	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	...				
	新 規	6	8	4	5	4	1	2	-	7	1	4	5	1	2	3	3	1	1	2	3	2	1	3	4	-	1	2	2	2	1	3	1	2	3	2	-	-	412				
	小 計	7	10	6	6	4	4	4	2	7	2	4	5	4	4	3	3	1	1	3	4	3	1	3	4	1	1	2	3	2	2	3	1	2	4	2	-	-	...				
	規則 65Ⅱ	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8				
	終 結 状 況	解 決	3	4	2	3	-	-	1	-	6	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	2	2	1	-	-	1	-	-	227				
	打切り	-	2	3	2	1	1	1	2	-	-	-	-	-	2	-	2	1	-	-	1	2	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	4	1	-	-	123				
	取下げ	2	2	-	-	-	1	-	-	-	2	3	1	2	2	1	-	-	-	-	-	2	-	2	2	-	-	1	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	54				
	次年繰越	2	2	1	-	3	2	2	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	...			
調 停	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...				
	新 規	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18				
	小 計	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...				
	規則 70Ⅱ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0				
	終 結 状 況	解 決	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12				
	不 調	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3				
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1				
取下げ	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2					
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...				
仲 裁	前年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...				
	新 規	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1				
	小 計	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...				
	規則 79	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	終 結 状 況	裁 定	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1				
	打切り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
次年繰越	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...				

図1 新規申請件数の推移



### 3 不当労働行為事件

表2 年別取扱件数

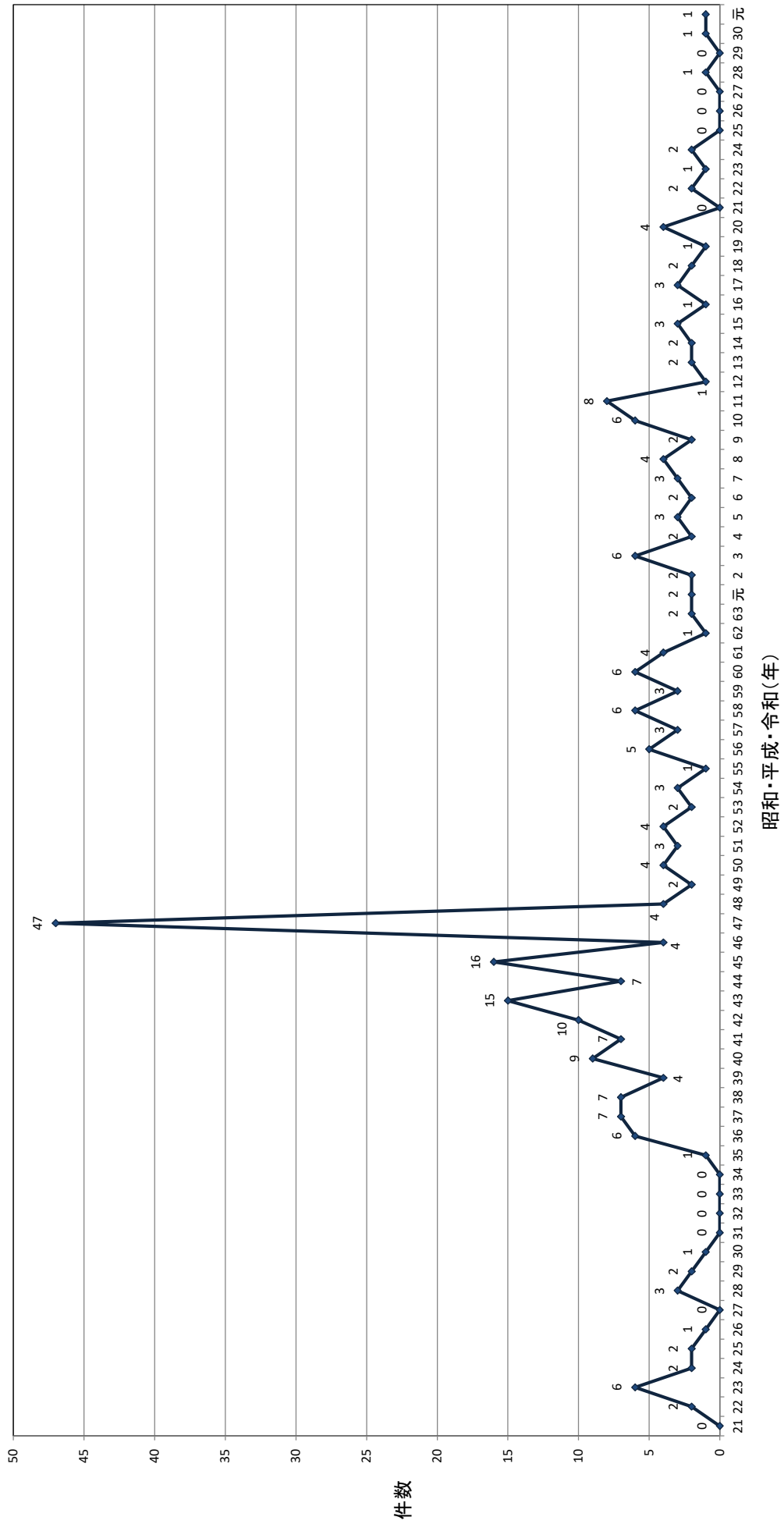
区分	年	昭	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
	係属件数	前年繰越	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	3	2	5	9	12	14	23	19	47	38	21	14	16	15	13	12	-	1
新規		-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	2	6	2	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	1	6	7	7	4	9	7	10	15	7	16	4	47	4	2	4	3	4	2	3	1	5	3	
合計		-	(2)	(6)	(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終状況	取下げ	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無関与和解	-	-	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	1	1	5	3	4	3	4	15	8	18	9	1	2	2	-	-	1	1		
	関与和解	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	-	-	4	2	2	1	7	2	-	1	1	-	1	1	3	-	1	-	2	2	2	1	1	-	-	
	計	-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
命令状況	救済	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
	棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	却下	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	6	-	-	3	2	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-		
合計		-	-	(2)	(7)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		-	-	2	8	2	1	-	3	2	1	-	-	-	-	-	7	6	5	4	10	4	6	12	5	7	8	19	13	19	11	1	5	4	4	13	4	1		

(注) ( ) は不公正労働事件の再掲



年 区分	昭	58	59	60	61	62	63	平	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合	元	合
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	計									
係 属 件 数	前年繰越	3	6	3	-	-	1	3	2	1	3	1	3	2	4	3	3	7	11	7		10	1	2	3	2	1	4	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	...		
	新規	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
	合計	6	3	6	4	1	2	2	6	2	3	2	3	4	2	6	8	1	2	2	3	1	3	2	1	4	-	2	1	2	-	-	-	1	-	1	1	279			
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	...		
	合計	9	9	9	4	1	3	5	4	7	5	4	5	5	8	5	9	15	12	9	11	13	2	5	5	3	5	4	2	2	2	1	-	-	1	-	1	1			
取 下 げ ・ 和 結 解	取下げ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
	無関与 和解	-	3	4	2	-	-	-	2	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	62	
	関与 和解	1	-	2	-	-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2	5	-	-	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	
	計	2	3	3	2	-	-	1	1	4	2	-	3	1	4	-	2	2	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	78		
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)	
	計	3	6	9	4	-	-	2	3	4	4	1	3	1	5	1	2	4	5	-	1	12	-	-	3	-	-	-	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	248		
命 令 ・ 決 却 下 定 況	救済	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20		
	棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8		
	決却下 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
	計	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30		
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(9)		
	合計	3	6	9	4	-	-	3	3	4	4	1	3	1	5	2	2	4	5	-	1	12	-	2	3	2	1	4	1	2	1	1	-	-	1	-	1	-	278		

図2 新規申立件数の推移

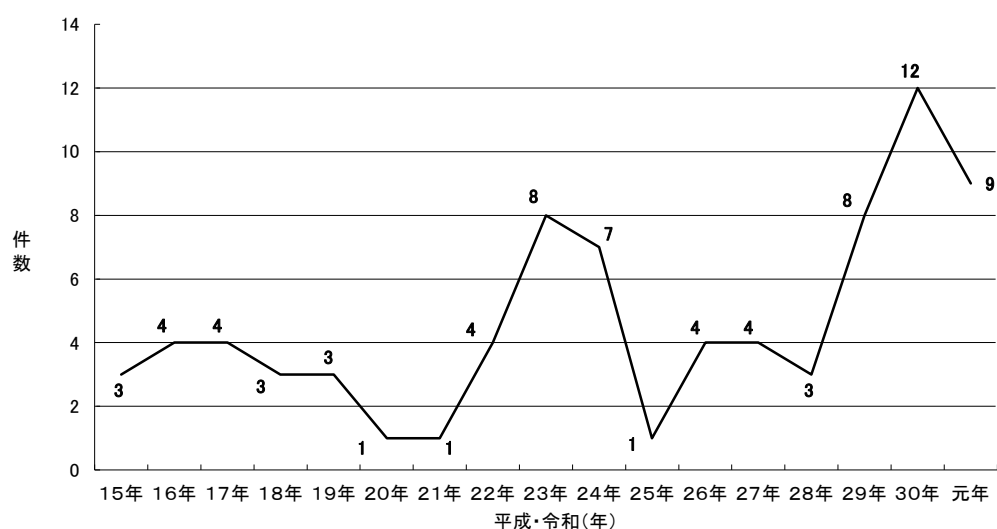


#### 4 個別あっせん事件

表3 年別取扱件数

区分		年																			令和元	合計
		平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
前年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	—		
新規申請	労働者	—	2	4	3	3	3	1	1	4	8	7	1	4	3	3	8	12	9	76		
	使用者	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	3		
	小計	—	3	4	4	3	3	1	1	4	8	7	1	4	4	3	8	12	9	79		
係属件数計		—	3	4	4	3	3	1	1	4	8	8	1	4	5	3	8	14	12	—		
最終状況	不開始	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	4		
	解決	—	1	3	3	—	—	—	—	2	3	5	—	1	2	1	1	6	5	33		
	打切り	—	1	—	1	—	1	1	1	1	3	2	—	1	1	2	4	5	4	28		
	取下げ	—	1	1	—	3	—	—	—	1	1	1	—	1	1	—	1	—	2	13		
次年繰越		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2	3	1	—		

図3 新規申請件数の推移

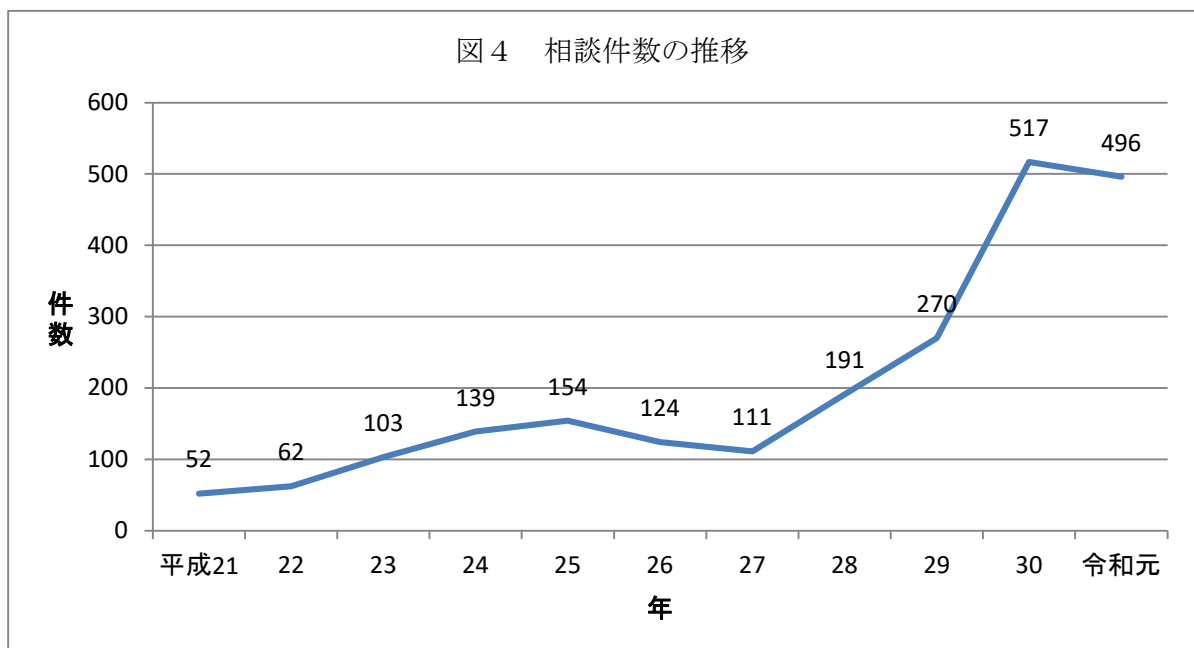


## 5 労働相談

表4 年別相談件数

		平成21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	
相談件数		52	62	103	139	154	124	111	191	270	517	496	
内容別件数	経営・人事	解雇	18	7	17	25	21	7	10	16	16	41	39
		配転出向転籍	3	-	7	1	4	2	3	5	6	15	9
		懲戒処分	-	2	1	2	1	1	-	4	2	8	4
		退職	3	3	20	23	40	19	20	31	60	100	120
		その他	1	-	-	1	0	1	4	2	7	20	17
		小計	25	12	45	52	66	30	37	58	91	184	189
	賃金等	賃金未払	6	-	26	23	14	19	13	22	30	69	88
		賃金増額	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-
		賃金減額	4	3	7	4	7	2	6	8	4	15	7
		一時金	1	4	1	-	-	1	5	2	8	11	5
		退職一時金	2	1	2	4	5	1	3	5	1	-	6
		解雇手当	1	2	-	-	2	1	1	2	4	5	2
		諸手当	10	3	2	2	1	2	2	3	5	12	14
		年金	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	2
		その他	9	3	-	4	5	6	9	13	22	37	29
	小計	33	16	38	37	35	32	39	58	75	149	153	
	労働条件等	労働契約	2	2	-	7	4	4	9	9	21	32	69
		労働時間	1	4	7	7	10	5	5	4	13	36	47
		休日休暇	1	2	4	1	3	6	3	5	13	21	42
		年休	-	-	4	5	9	9	8	18	16	49	49
		時間外労働	1	3	14	9	10	4	8	18	21	51	51
		安全・衛生	-	-	2	1	2	1	-	-	-	3	-
		社会保険	1	-	1	1	5	1	1	4	14	24	26
		労働保険	-	6	3	7	14	4	6	5	15	31	57
		その他	6	2	6	3	1	1	9	7	7	29	20
		小計	12	19	41	41	58	35	49	70	120	276	361
	人間関係	セクハラ	-	-	3	2	1	2	2	3	5	15	11
パワハラ・嫌がらせ		6	8	13	10	19	10	16	35	89	175	167	
小計		6	8	16	12	20	12	18	38	94	190	178	
その他	23	29	43	49	31	34	21	67	69	108	78		
合計	99	84	183	191	210	143	164	291	449	907	959		

(注) 相談1件当たり複数の内容を含む場合があるため、相談件数と内容別件数の合計は一致しない。



6 宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（1）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
小野 鴻基	僧侶 慶正寺住職	暫定
川野 雄三	宮崎市議会議員	暫定
岩切 正	県議会議長	暫定
小村 俊一	宮崎県森林組合連合会会長	第1期
杉原 精一	宮崎農林専門学校長	第1期
萩原 薫	開業医	第1期
蒲生 昌作	都城市消費組合長 県議会議員	第1期～第4期 第6期～第8期
波岡 初太郎	海外同胞救援連合会常任委員	第1期
西田 周作	宮崎農林専門学校教授	第2期
福田 甚二郎	弁護士	第2期～第3期 第10期～第12期 第19期～第23期
原田 宏	農業	第2期
海江田 哲	旭化成株式会社延岡工場 県議会議員	第2期
川関 等基	宮崎工業専門学校教授	第2期
杉尾 利雄	弁護士	第2期 第7期～第9期 第13期～第18期
沼田 義雄	宮崎青年師範学校教授	第3期
吉野 城	宮崎青年師範学校教授	第3期
中井 平一郎	県議会議員・北川村長	第3期
二見 虎雄	弁護士	第4期～第5期
横田 英児	計理士	第4期 第10期～第12期
佐々木 曼	弁護士	第4期～第6期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
崎村 太一	宮崎県立飴肥高等学校長 宮崎高等学校長 宮崎中央高等学校顧問	第４期 第19期～第23期
永友 繁雄	中央農地委員	第４期～第５期
甲斐 幹文	宮崎県医師会副会長	第５期
志戸本 慶次郎	県議会議員	第５期～第６期
野崎 親	宮崎県立宮崎大宮高等学校長	第５期
鎌倉 友平	延岡市議会議員	第６期
山本 友博	宮崎大学助教授	第６期
浅見 金夫	宮崎大学教授 宮崎大学農学部教授	第７期 第16期～第18期
日高 清麿瑳	日向日日新聞社企画局長	第７期
門馬 博	県公民館連絡協議会会長	第７期
一万田 哲雄	浄土真宗僧侶	第８期～第９期
河野 慶彦	日向日日新聞社論説委員	第８期
松山 文二	宮崎大学教授	第８期
野久尾 徳美	県議会議員	第８期～第９期
田村 忠雄	日赤宮崎診療所長	第９期
広田 輝雄	宮崎大学教授	第９期～第11期
河合 弘美	県議会議員 日南商工会議所専務理事	第９期 第13期
三原 七郎	宮崎江南病院長	第10期～第13期
山口 常雄	日向日日新聞社政治経済部長 " 企画調査部長 宮崎日日新聞社企画調査部長	第10期～第15期
岩切 護	宮崎大学講師	第12期～第15期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（3）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
石川 真澄	宮崎県社会福祉事業団常務理事	第14期～第24期
斉藤 一夫	西日本建設業保証株式会社宮崎営業所長	第14期～第15期
川崎 菊雄	弁護士	第16期～第20期
長沢 光男	宮崎大学学芸学部助教授	第16期～第18期
有馬 輝寿	宮崎県社会福祉事業団理事	第19期～第22期
持永 義夫	弁護士	第21期～第22期
永井 秀雄	技能検定協会専務理事 婦人雇用コンサルタント	第23期～第24期
吉良 啓	弁護士	第23期～第34期
竹内 英夫	宮崎大学教授 宮崎大学名誉教授	第24期～第28期
小倉 一之	弁護士	第24期～第25期
園田 穂	宮崎県厚生教養専門員	第24期～第25期
山元 和麿	(県商工労働部参事)	第25期～第28期
佐藤 安正	弁護士	第26期～第28期
吉野 忠康	西都地区農業共済組合理事	第26期～第27期
日高 敏子	宮崎家庭裁判所調停委員	第28期～第34期
中川 義朗	宮崎大学教授	第28期～第31期
村上 幸一	(県総務部長)	第29期
根井 昂	弁護士	第29期～第33期
垂水 卓夫	(県企業局管理部長)	第29期～第32期
生天目 忠夫	宮崎産業経営大学図書館長兼教授 " 法学部長兼教授	第32期～第34期
岡田 章一	(県企業局長)	第33期
村田 綜	(県企業局管理部長)	第34期～第37期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
公益委員（4）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
日野 直彦	弁護士	第34期～第42期
黒田 民子	社会保険労務士	第35期～第37期
橋本 眞	熊本大学大学院法曹養成研究科教授	第35期～第36期
宮田 行雄	弁護士	第35期～第40期
山崎 真一郎	弁護士	第37期～
熊本 稔	（県参事）	第38期
堂園 朋子	社会保険労務士	第38期
中原 健次	（県福祉保健部長）	第39期～第40期
金丸 憲史	特定社会保険労務士	第39期～
後藤 厚一	（県総合博物館長）	第41期～
山口 弥生	弁護士	第41期～
八重尾 龍	弁護士	第43期～



宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（１）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
戸田 道邦	日窒化成株式会社延岡工場勤労課	暫定
工藤 正信	宮崎交通株式会社社会業務課	暫定
宮崎 進	宮崎貨物株式会社綾出張所長	暫定
石川 恒太郎	延岡トラック労働組合組合長	第１期
海江田 哲	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第１期
山内 高広	宮崎交通労働組合中央委員長	第１期
財前 敬次郎	国鉄労組宮崎管理部連合会副会長 国鉄労組宮崎支社執行委員長	第１期～第２期
清水 徳次郎	日本パルプ飢肥工場労働組合長	第１期～第２期
林田 朴	都城土建労働組合書記長	第２期
沢 重徳	旭化成延岡工場労働組合連合会書記長	第２期
森迫 碩生	電産労組宮崎支部都城分会文化部長	第２期
堀田 英雄	旭化成延岡工場薬品部労働組合長	第２期
上原 豊	全逋従組宮崎地区協議会長	第２期
黒木 正憲	県労組協議会書記長	第２期～第３期
近沢 正	国鉄労組宮崎支部副委員長	第３期
神脇 清二	旭化成延岡工場労働組合連合会副会長	第３期
古園 保	宮崎県教職員組合執行委員長	第３期
坂元 新二	宮崎県労協議長 電産労組中央執行委員	第３期
窪田 稔	電産労組宮崎分会代議員	第４期～第５期
益満 兼康	片倉工業都城工場労組書記長	第４期
日高 明	日本パルプ労組組合長	第４期
岩瀬 幸之輔	全日通労組宮崎県支部長 全日通県支部執行委員長 県労評議長	第４期～第５期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
田中 要太郎	全旭化成労組連合会書記長 " 副会長	第４期～第５期
市木 壮光	宮崎交通労組執行委員長	第５期
安井 正雄	日本パルプ労組組合長	第５期
小田村 豊	日本パルプ労組組合長	第５期
永幡 光正	全旭化成労組連合会副会長 " 会長	第５期～第７期
一条 久雄	日本パルプ労組組合長	第６期
鴫 利美	榎峰鉦山労組副委員長 " 執行委員長	第６期～第７期
山崎 寿美男	電産労組県支部常任委員	第６期
安藤 辰介	日本パルプ労組組合長	第７期
田中 茂	県労働組合協議会書記長 県地方労組評議会事務局長	第７期 第９期～第１０期
山田 春三郎	宮崎交通労組執行委員長	第７期
大塚 明	日本パルプ労組日南支部長	第８期～第９期
嶋田 忠平	旭化成労組延岡地区連合会長	第８期 第１０期 第１３期
谷口 末由	県地方労組評議会議長	第８期～第９期
日向 一雄	全日通労組県支部副執行委員長	第８期
日高 定男	宮交労組執行委員長 私鉄総連中央執行委員	第８期～第１１期
森合 敬忠	全旭化成労組連合会書記長 全繊維同盟県支部長	第９期
神原 圭三	県鉄工連会長 県中小一般労連会長	第９期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（3）

氏名	在職時の職業	在任期間
小島 三郎	県労評議長 全労宮崎県地方会議議長 県議会議員	第10期～第15期
佐々木 隆吉	日本パルプ労組日南支部長	第10期～第11期
豊倉 保	旭化成労組延岡地区連合副会長	第11期
松浦 利尚	県労評事務局長	第11期～第20期
谷口 浩二	日本パルプ労組日南支部長	第11期～第14期
田島 久	県労評議長 全日通労組県支部委員長	第12期～第14期
遠山 格	旭化成労組延岡地区連合会副会長 全旭化成労組副会長	第12期 第16期
五反田 利文	九州電労宮崎支部委員長	第14期～第19期
松浦 秀年	日本パルプ労組日南支部長	第14期～第15期
前山 国義	宮崎交通労組執行委員長	第15期～第18期 第21期～第25期
田中 義春	日南地区労評議長	第15期～第16期
徳地 房丸	日本パルプ労組日南支部長	第16期～第18期 第20期～第21期
中村 国夫	旭化成レーヨン労組組合長 旭化成健康保険組合事務局長	第17期～第20期
朝飛 四郎	日本パルプ労組日南支部長	第18期～第20期
飯野 是男	全日通労働組合九州地区宮崎支部執行委員長 全日通労働組合県支部特別執行委員	第19期～第24期
神山 一美	宮崎地方同盟会長 九電労組宮崎地方本部執行委員長	第20期～第21期
坂田 正一	全日本自治団体労働組合宮崎県本部委員長 宮崎県地方労働組合評議会議長 宮崎県評センター常任顧問	第21期～第29期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（４）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
渡部 一利	宮崎地方同盟副書記長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第21期 第27期～第29期
黒木 洋	宮崎地方同盟書記長	第21期～第22期
柳田 静夫	宮崎地方同盟会長	第22期
倉永 恵	九州電力労働組合宮崎支部長 県民間労組連絡協議会事務局長	第23期～第24期
松本 学	宮崎地方同盟会長	第23期～第24期
高木 剛	宮崎地方同盟会長	第24期～第25期
住本 三芳	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期
宮部 知明	宮崎地方同盟書記長 宮崎地方同盟会長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	第25期～第32期
吉田 喜久雄	宮崎地方同盟会長 全旭化成労働組合連合会副会長	第25期～第27期
児玉 秀智	宮崎県地方労働組合評議会事務局長	第25期～第26期
戸高 武俊	宮崎県地方労働組合評議会副議長 宮崎県評センター事務局長 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	第26期～第32期
田中 一平	宮崎県地方労働組合評議会副議長 日本労働組合総連合会宮崎県連合会顧問	第27期～第29期
熱田 潮	日本労働組合総連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第29期～第35期
中武 秀行	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長 " 顧問	第30期～第34期
佐藤 信藏	日本労働組合総連合会宮崎県連合会副会長	第30期～第31期
木下 清隆	ゼンセン同盟宮崎県一般労働組合協議会議長 ゼンセン同盟宮崎県支部長 U I ゼンセン同盟宮崎県支部長 " 宮崎県支部顧問 U A ゼンセン宮崎県支部顧問	第32期～第39期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
労働者委員（5）

氏名	在職時の職業	在任期間
森 良彦	宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 幹事	第33期～第35期
横山 節夫	日本労働組合同連合会宮崎県連合会事務局長 " 会長 " 顧問	第33期～
川畑 匡	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長 " 特別執行委員	第34期～第35期
新名 照幸	日本労働組合同連合会宮崎県連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長	第35期～第38期
比恵島 篤	宮崎交通労働組合同執行委員長	第36期
吉田 幸太郎	情報労連宮崎県協議会議長	第36期～第37期
中別府 暎治	宮崎交通労働組合同執行委員長 全宮崎交通労働組合同連合会会長 " 顧問 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議事務局長 " 副議長	第37期～第39期
高橋 隆也	全日通労働組合同宮崎県支部執行委員長	第37期～第39期
大久保 貴司	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議議長 " 顧問	第39期～第41期
有村 文雄	N T T労働組合同九州総支部副執行委員長 兼宮崎支部長 日本労働組合同連合会宮崎県連合会顧問	第40期～
中川 育江	日本労働組合同連合会宮崎県連合会副事務局長 " 事務局長 " 会長	第40期～
黒木 忠博	全宮崎交通労働組合同連合会会長 日本私鉄労働組合同九州地方連合会執行委員長	第40期～
福島 昭一	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長 宮崎県平和・人権・環境労働組合同議副議長	第42期
吉岡 英明	全日本自治団体労働組合同宮崎県本部執行委員長	第43期～

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（１）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
岩切 章太郎	宮崎交通株式会社社長	暫定～第３期
飯島 貞雄	日窒化成株式会社延岡工場長	暫定
松家 勇	三菱鉱業株式会社榎峰鉱業所長	暫定
竹崎 健助	宮崎砂利株式会社社長	第１期～第２期
山本 忠一	日本パルプ株式会社飼肥工場長	第１期
北村 忠義	旭化成株式会社延岡工場長	第１期
江夏 栄蔵	宮崎県酒類販売会社社長	第１期～第２期
浜田 茂享	旭化成株式会社延岡工場長	第１期
中西 健太郎	九州造船株式会社外浦工場長	第１期～第３期
片桐 考一	旭化成株式会社延岡工場長	第２期～第３期
小坂 久勝	片倉工業株式会社都城工場長	第２期
平山 政保	宮崎県経営者協会専務理事	第３期
森山 茂雄	日本通運株式会社小林支店長	第３期
富樫 圭一	日本繊維株式会社都城工場長	第４期
長友 良太郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第４期
山本 喜代次	宮崎造船株式会社社長	第４期
江崎 栄	旭化成株式会社延岡工場長	第４期
荒川 忠造	日本パルプ株式会社飼肥工場事務次長	第４期
刈谷 享	旭化成株式会社延岡工場次長	第４期～第７期
小林 猛臣	日本パルプ株式会社飼肥工場次長	第４期～第５期
中野 耕一	宮崎ガス株式会社常務取締役 " 取締役社長	第５期～第６期 第８期～第１１期
三枝 英定	日本繊維工業株式会社都城工場長	第５期～第８期
弓削 五男	宮崎県経営者協会専務理事	第５期～第７期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（２）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
太田 清治郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第６期～第９期
井上 俊	九州電力株式会社宮崎支店次長	第７期
日高 泰三	宮崎県経営者協会専務理事	第７期～第25期
久保田 正雄	旭化成株式会社取締役	第８期～第11期
広田 藤七郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第９期
小関 多四郎	日本パルプ株式会社日南工場山林部長	第９期～第14期
堀内 恭二	九州電力株式会社宮崎支店長	第９期～第10期
木村 恒正	九州電力株式会社宮崎支店長	第10期～第13期
岩切 省一郎	宮崎交通株式会社専務取締役	第12期～第16期
柴田 邦臣	旭化成株式会社延岡工場本部参事	第12期
伊藤 泰助	旭化成株式会社延岡支社長付参事 商工会議所副会頭	第13期
大原 正	旭化成株式会社火薬工場長	第14期
竹田 修平	日本通運株式会社宮崎主管支店長	第14期～第16期
小田村 豊	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第15期～第19期
竹田 定祐	旭化成株式会社薬品工場長	第15期
誌訪 博久	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第15期
藤井 政男	旭化成株式会社取締役延岡支社次長 " 延岡支社長	第15期～第16期
下村 悟	九州電力株式会社宮崎支店長	第16期～第19期
鬼塚 豊	宮崎交通株式会社常務取締役	第17期～第23期
本田 静一	旭化成株式会社薬品工場長	第17期～第18期
松岡 滋	旭化成株式会社ベンベルグ工場長	第19期～第20期
浜田 和夫	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第19期～第21期
谷 勇一	九州電力株式会社宮崎支店長	第20期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（3）

氏名	在職時の職業	在任期間
秋吉 兵馬	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期
吉岡 達夫	旭化成株式会社ベンベルグ工場事務兼勤労課長	第21期～第22期
山下 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第21期～第23期
肱岡 泰敏	九州電力株式会社宮崎支店長	第21期～第22期
松永 増男	宮崎県経営者協会事務局次長 " 専務理事兼事務局長 " 顧問	第22期 第25期～第28期
長久保 如玄	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第22期～第23期
岩満 栄策	宮崎交通株式会社専務取締役 " 取締役社長	第23期～第26期
桐山 岑	日本通運株式会社宮崎支店長	第23期～第24期
大塚 明	日本パルプ株式会社日南工場総務部長	第23期～第24期
東郷 二郎	旭化成株式会社延岡支社長 " 宮崎総支社長兼延岡支社長 " 宮崎総支社長	第23期～第25期
吉富 直俊	九州電力株式会社宮崎支店長	第23期
吉元 忠	日本パルプ株式会社日南工場総務部長 王子製紙株式会社日南工場業務・人事部長	第24期～第25期
松村 淑夫	日本通運株式会社宮崎支店長	第24期
荒木 郁夫	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第25期～第26期
中村 晋一郎	九州電力株式会社宮崎支店長	第25期
荒川 隆	株式会社宮崎放送代表取締役副社長	第25期～第26期
諸隈 晋	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期
馬場 義夫	株式会社宮崎放送専務取締役	第26期
久富 毅	旭化成株式会社延岡支社勤労部長	第26期～第27期
大迫 哲	九州電力株式会社宮崎支店長	第26期～第27期
後藤 弘美	株式会社宮崎放送専務取締役	第27期



宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（４）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
荒武 秀昌	宮崎交通株式会社専務取締役 " 副社長	第27期～第30期
田中 輝年	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長	第27期～第30期
橋本 和夫	宮崎県経営者協会専務理事	第27期～第30期
井上 勝弘	王子製紙株式会社日南工場業務部長 " 日南工場長代理兼業務部長	第28期～第29期
徳永 武生	九州電力株式会社宮崎支店長	第28期
野田 博之	九州電力株式会社宮崎支店長	第29期～第30期
山崎 英夫	新王子製紙株式会社日南工場勤労部長	第29期～第30期
森永 武彦	九州電力株式会社宮崎支店長	第30期～第31期
水永 正憲	旭化成工業株式会社延岡支社勤労部長 " 延岡総務勤労部長	第30期～第33期
杉野 紘生	宮崎交通株式会社取締役総務部長 " 常務取締役 株式会社宮崎観光ホテル代表取締役社長	第31期～第34期
櫻井 勇司	新王子製紙株式会社日南工場業務部長	第31期～第32期
久喜 啓司	宮崎県経営者協会専務理事 " 参与	第31期～第35期
橋田 紘一	九州電力株式会社宮崎支店長	第31期～第32期
清田 均	九州電力株式会社宮崎支店長	第32期～第34期
大森 士郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長 " 日南工場工場長代理	第33期～第34期
甲斐 勝利	株式会社志多組常勤監査役	第34期～第37期
片山 修造	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第34期～第35期
生津 宗利	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第34期
安部 康寛	王子製紙株式会社日南工場工場長代理	第35期～第36期
末藤 孝憲	宮崎交通株式会社執行役員総務本部長 宮崎空港ビル株式会社専務取締役 米良電機産業株式会社顧問	第35期～第40期

宮崎県労働委員会歴代委員名簿  
使用者委員（5）

氏 名	在 職 時 の 職 業	在 任 期 間
江藤 洋行	宮崎県経営者協会専務理事 " 顧問 吉原建設株式会社顧問	第36期～第42期
小山 一民	九州電力株式会社執行役員宮崎支店長	第36期
倉掛 正志	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会専務理事 WASHハウス株式会社監査役	第37期～第42期
佐田 修一	王子製紙株式会社執行役員日南工場長	第37期～第38期
辰元 圭子	社会福祉法人信愛会 " 特別養護老人ホーム裕生園園長 副理事長	第37期～第39期
生方 健二郎	王子製紙株式会社日南工場工場長代理兼事務部長	第38期
小河原 正嗣	王子製紙株式会社日南工場事務部長	第39期
大森 一仁	宮銀ビジネスサービス株式会社代表取締役社長 株式会社宮崎信販代表取締役社長	第39期～
工藤 久昭	宮崎県経営者協会専務理事 " 顧問 宮崎経済同友会顧問	第40期～
坂元 恵美子	社会福祉法人敬和会理事	第41期
芝 三千代	社会福祉法人まりあ副理事長	第42期～
見戸 康人	株式会社テレビ宮崎常勤監査役	第42期～
河野 洋一	宮崎県経営者協会専務理事	第43期～

## 宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号（県庁3号館6階）

TEL (0985) 26-7262

FAX (0985) 20-2715

e-mail rohdohi@pref.miyazaki.lg.jp



（宮崎県労働委員会のHP）

働くあんしんサポートダイヤル

0985 (26) 7538

平日 8:30~12:00

13:00~17:00

宮崎県労働委員会事務局

